

## 第9回茨城県少子化対策審議会次第

日 時：令和元年10月28日（月）  
午後1時00分～3時00分  
場 所：茨城県庁5階 庁議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

（1）茨城県次世代育成プラン（案）について

（2）新計画策定部会の結果について

（3）少子化対策審議会認可部会及び社会福祉審議会児童福祉専門分科会保育部会の活動状況について

（4）「茨城県子どもの貧困対策に関する計画」の施策実施状況報告について

4 その他

5 閉 会

茨城県次世代育成プラン（案）体系表

**計画期間** 令和2年度（2020年度）～6年度（2024年度）の5年間

**計画の趣旨及び位置づけ**

- ・少子化の要因を緩和し、日本一、子どもを産み育てやすい県の実現に向け、子ども政策に関する施策や取組を一体的に展開するための指針
- ・次世代育成支援対策推進法など、子ども政策に関する法律等に基づく法定計画

※ 次世代育成プランに位置付ける計画

- ・ 県次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第9条第1項）
- ・ 県子ども・子育て支援事業支援計画（子ども・子育て支援法第62条1項）
- ・ 県社会的養育推進計画（厚生労働省子ども家庭局長通知）
- ・ 県子どもの貧困対策に関する計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項）
- ・ 県子どもを虐待から守る条例に基づく基本計画（当該条例条例第10条第1項）

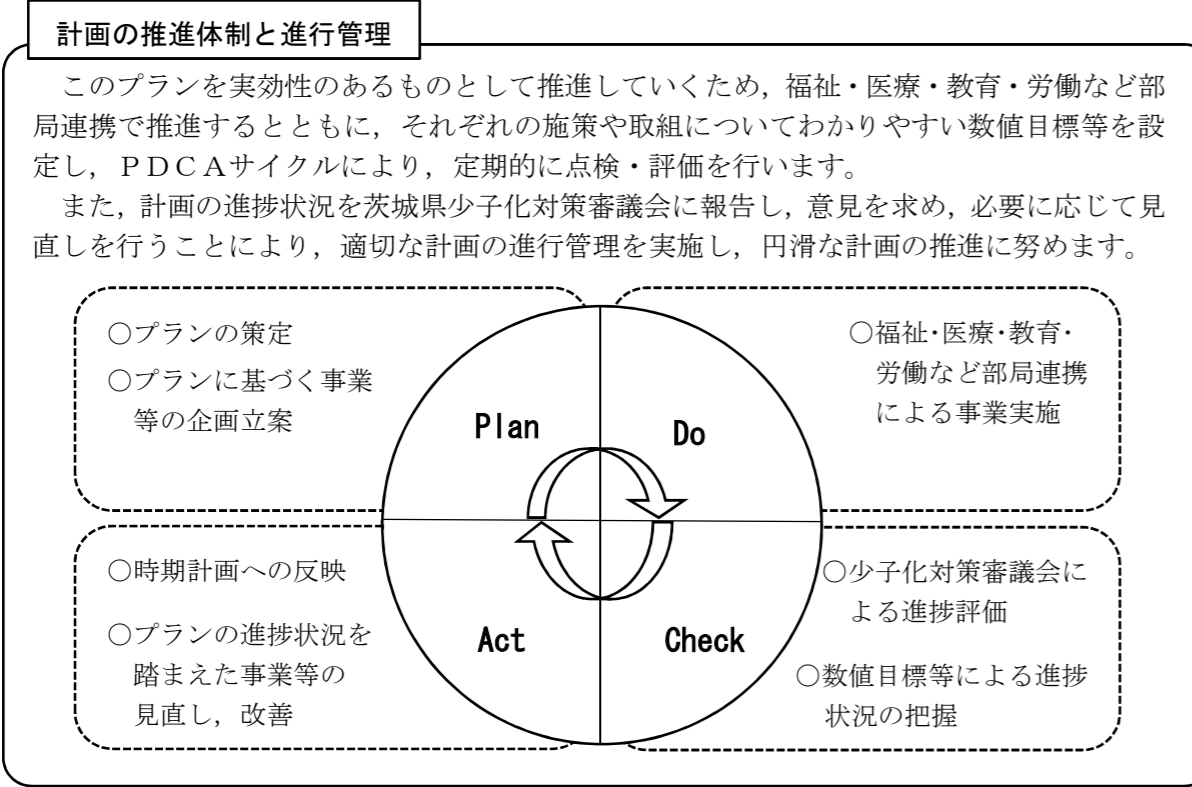
**基本目標 『日本一、子どもを産み育てやすい県の実現』**

結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に応じた切れ目のない支援を行うことにより、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して産み、育てることができる環境を整備し、「若い世代の結婚の希望」と「希望どおりの人数の出産・子育て」を叶えるため、『日本一、子どもを産み育てやすい県の実現』を基本目標とします。

**代表指標 『理想とする子どもの数と実際の子どもの数の差』**

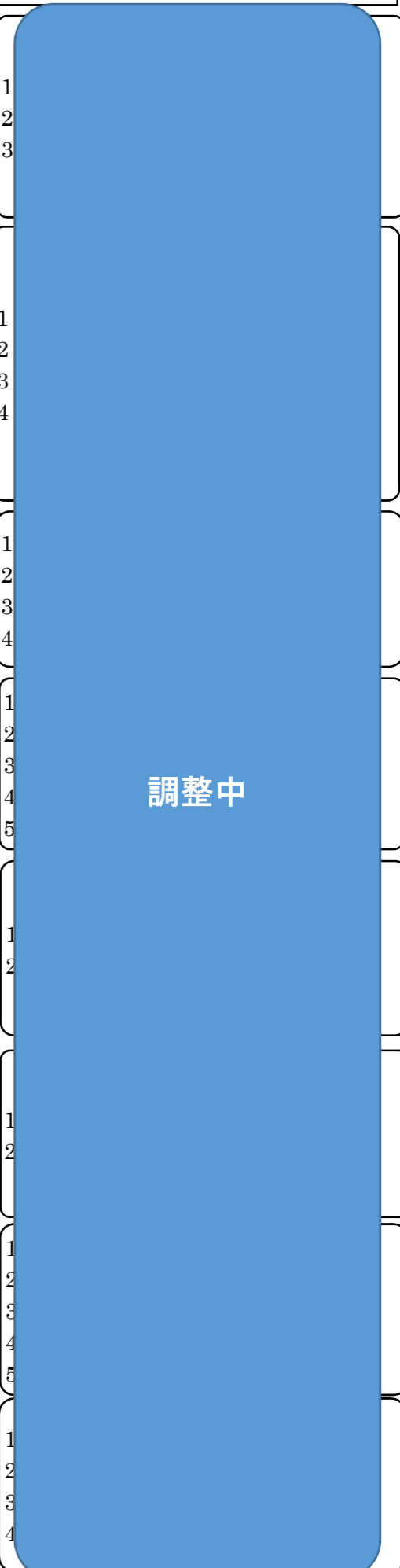
基本目標である『日本一、子どもを産み育てやすい県の実現』を目指し、それぞれの分野の施策・取組を進めるうえで、それらを包括する代表指標として、『理想とする子どもの数と実際の子どもの数の差』を設定します。

2019年	➡	2024年	【別記1】
0.46人		現状より改善	



◆ 施策体系 ◆

施策	主な取組	主要指標
1 結婚・出産の希望がかなう社会づくり	(1)出会いの場の創出 (2)結婚や子育てに対する前向きな機運の醸成 (3)若者の安定した雇用に向けた就職支援・待遇改善 (4)若い世代のライフプランの形成促進 (5)不妊治療への支援の拡充，不妊治療と仕事の両立支援 (6)妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の実施	1 2 3
2 安心して子どもを育てられる社会づくり	(1)周産期・小児医療体制の充実 (2)医療費，教育費などの経済的負担の軽減 (3)地域の子育て支援（地域子育て支援拠点・ファミリー・サポート・センターなど）の充実 (4)子どもの安全確保 (5)社会全体で子育てを応援する機運の醸成 (6)放課後の児童の安全・安心な居場所づくり (7)多子世帯に対する支援の充実 (8)ひとり親家庭への支援	1 2 3 4
3 男女の働き方改革と多様な働き方の実現	(1)企業が多様な働き方を実現するための支援 (2)女性のキャリア形成，復職・再就職支援の充実 (3)男性の家事・育児参画の促進 (4)県庁における働き方改革の推進	1 2 3 4
4 待機児童ゼロへの挑戦	(1)待機児童の解消に向けた取組の推進 (2)幼児教育・保育・地域における子育て支援サービスの充実 (3)幼児教育・保育の質の向上 (4)地域の子育て支援（地域子育て支援拠点・ファミリー・サポート・センターなど）の充実 【再掲】	1 2 3 4 5
5 児童虐待対策の推進	【別記2】	1 2
6 誰もが教育を受けられる社会づくり	(1)幼児教育・保育の無償化等による負担軽減 (2)就学補助，奨学金制度等の充実による負担軽減 (3)就学前教育・家庭教育の推進 (4)個別の配慮が必要な子どもの早期発見・早期支援 (5)特別支援教育等の充実	1 2
7 困難を抱える子どもへの支援	(1)教育の支援 (2)生活の安定に資するための支援 (3)保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 (4)経済的支援 (5)各種支援の普及推進と社会理解の促進	1 2 3 4 5
8 社会的養育の推進	【別記3】	1 2 3 4



## 【 別 記 】

### 【別記1】 県民が理想とする子どもの数と実際の子どもの数（予定含む）の差

	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)
回答数	4,155 件	3,363 件	4,748 件	4,002 件
理想とする子どもの数	2.48 人	2.49 人	2.51 人	2.47 人
実際の子どもの数（予定含む）	2.01 人	2.04 人	2.05 人	2.01 人
上記の差	0.47 人	0.45 人	0.46 人	0.46 人

資料：茨城県「次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画に係るアンケート」

### 【別記2】 施策5 児童虐待対策の推進

- (1) 妊産婦の支援及び産後ケアの充実
- (2) 母子保健施策と児童虐待防止対策との連携強化
- (3) 児童虐待の早期発見・早期対応
- (4) 市町村における総合的な支援体制の充実
- (5) 児童家庭支援センターによる援助，支援
- (6) 里親制度の推進
- (7) 施設の小規模化・地域分散化及び高機能化の推進
- (8) 市町村及び関係機関における転出入情報の共有
- (9) 児童相談所と警察との連携の充実
- (10) 児童相談所の体制の充実
- (11) 児童相談所職員の研修体制の充実

### 【別記3】 施策8 社会的養育の推進

- (1) 里親等委託の推進について
- (2) 施設の小規模かつ地域分散化，高機能化及び多機能化・機能転換
- (3) 子どもの権利擁護
- (4) 市町村の相談支援体制等の整備に向けた支援
- (5) 特別養子縁組等の推進
- (6) 一時保護機能の充実強化
- (7) 施設退所者等に対する自立支援の充実

茨城県次世代育成プラン（案）

令和元年〇月〇日

茨城県

# 目 次

## 第1章 計画策定にあたって

- 1 プラン策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 プランの位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 プランの期間・・ 2
- 4 プランの概要・・ 2

## 第2章 少子化をめぐる現状

- 1 総人口と人口構造の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 出生数、合計特殊出生率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 少子化の直接的な要因・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

## 第3章 日本一、子どもを産み育てやすい県の実現に向けた課題と対応方針

- 施策1 結婚・出産の希望がかなう社会づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 施策2 安心して子どもを育てられる社会づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 施策3 男女の働き方改革と多様な働き方の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 施策4 待機児童ゼロへの挑戦・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 施策5 児童虐待対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 施策6 誰もが教育を受けることができる社会づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 施策7 困難を抱える子どもへの支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- 施策8 社会的養育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

## 【別掲】 プランに包含し、一体的に進める各計画

- 1 第2期茨城県子ども・子育て支援事業支援計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52～59
- 2 茨城県子どもを虐待から守る条例に基づく基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60～75
- 3 茨城県社会的養育推進計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76～94

## 資料編

- ・ 数値目標
- ・ 用語解説
- ・ 関連法制
- ・ 少子化対策審議会

調整中

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 プラン策定の趣旨

私たちの国の総人口は、2008（平成20）年をピークに減少局面に入り、2050（令和32）年には約1億200万人に減少し、生産年齢人口は、2015（平成27）年の約7,730万人から約5,280万人に減少する一方、総人口に占める高齢者の割合は、2015年の約27%から約38%に増加すると見込まれています。

（国立社会保障・人口問題研究所の中位推計）

人口減少や超高齢社会の到来は、経済活動の縮小、地域コミュニティの崩壊、社会生活基盤の劣化など、様々な影響を及ぼすことが懸念されており、国を挙げて地方創生の取組が進められています。

本県においても人口減少が待ったなしで進行する中、時代の変化に的確に対応し、未来に希望が持てる「新しい茨城」づくりを推進していくため、2018年（平成30）年11月に策定した『茨城県総合計画「新しい茨城」への挑戦』をもとに、少子化の要因を緩和し、日本一、子どもを産み育てやすい県の実現に向け、子ども政策に関する施策や取組を一体的に展開する指針として、茨城県次世代育成プランを策定します。

### 2 プランの位置づけ

本プランには、子ども政策に関する以下5つの計画を包含し、一体的に策定します。また、その他関連する2つの諸計画についても、本プランの中に位置付けることとします。

○本プランに包含し、一体的に策定する5つの計画

#### （1）茨城県次世代育成支援行動計画（次世代育成新対策推進法第9条第1項）

少子化対策をめぐる諸課題に対応しながら、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資する施策や取組を総合的に推進するための計画です。

#### （2）茨城県子ども・子育て支援事業支援計画（子ども・子育て支援法第62条第1項）

市町村が行う子ども子育て支援給付等が適正かつ円滑に行われるよう、広域調整を勘案し、幼児教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」を定めるための計画です。

#### （3）茨城県子どもを虐待から守る条例に基づく基本計画（同条例第10条第1項）

子どもの虐待防止に関する施策についての基本的な方針や目標のほか、虐待防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

#### （4）茨城県子どもの貧困対策に関する計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項）

子どもの貧困対策という視点から各施策を捉え、子どもの貧困問題に対して、より効果的・総合的に対応していくための計画です。

#### （5）茨城県社会的養育推進計画（平成30年度厚生労働省子ども家庭局通知）

平成28年改正児童福祉法の趣旨を踏まえ、市町村や施設等による子どもや家庭への支援、里親施策の充実、施設の小規模かつ地域分散化・高機能化、特別養子縁組の推進等、社会的養育の充実に必要な取組を推進するための計画です。

## ○その他関連する2つの諸計画

(1) 健やか親子21計画（平成26年度厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進するための計画です。

(2) ひとり親家庭等自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条）

母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活の安定と向上を図るための自立促進計画です。

## 3 プランの期間

このプランの期間は、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とします。

## 4 プランの概要

(1) 基本目標 『日本一、子どもを産み育てやすい県の実現』

少子化による人口減少は、労働・経済活動や租税・社会保障など、あらゆる分野における担い手が減少するため、社会全体の活力低下が強く懸念される深刻な問題と捉えられています。

結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に応じた切れ目のない支援を行うことにより、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して産み、育てることができる環境を整備し、「若い世代の結婚の希望」と「希望どおりの人数の出産・子育て」を叶えるため、『日本一、子どもを産み育てやすい県の実現』を基本目標とします。

(2) 代表指標 『理想とする子どもの数と実際の子どもの数の差』

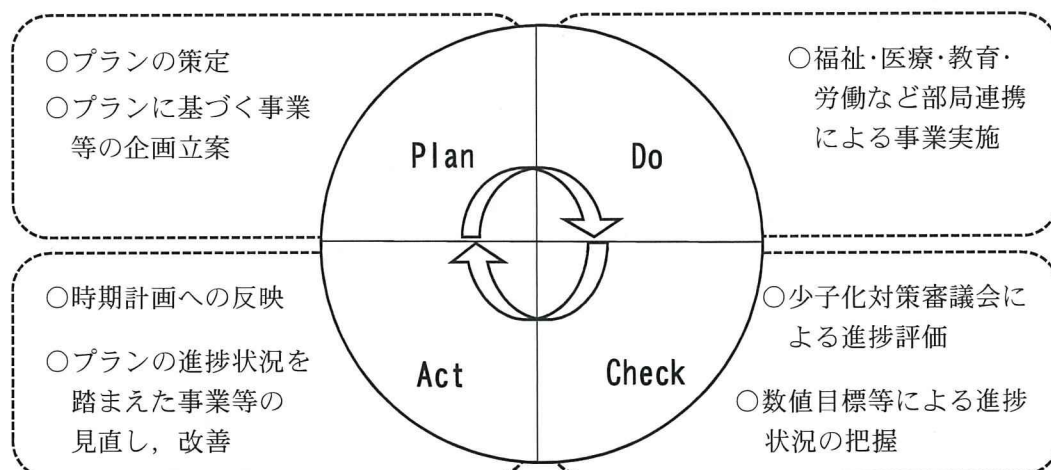
基本目標である『日本一、子どもを産み育てやすい県の実現』を目指し、それぞれの分野の施策・取組を進めるうえで、それらを包括する代表指標として、『理想とする子どもの数と実際の子どもの数の差』を設定します。

2019年	➡➡	2024年
0.46人		現状より改善

(3) 計画の推進体制と進行管理

このプランを実効性のあるものとして推進していくため、福祉・医療・教育・労働など部局連携で推進するとともに、それぞれの施策や取組についてわかりやすい数値目標等を設定し、PDCAサイクルにより、定期的に点検・評価を行います。

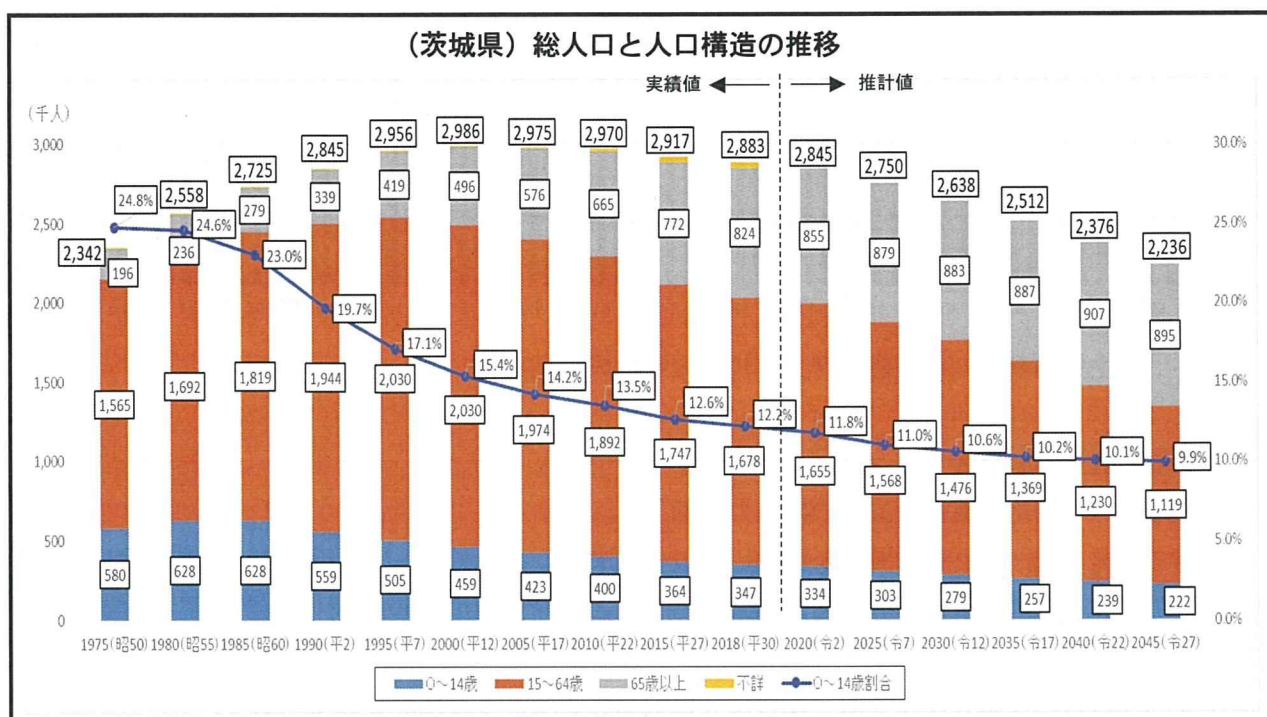
また、計画の進捗状況を茨城県少子化対策審議会に報告し、意見を求め、必要に応じて見直しを行うことにより、適切な計画の進行管理を実施し、円滑な計画の推進に努めます。



## 第2章 少子化をめぐる現状

### 1 総人口と人口構造の推移

本県の総人口は、2000（平成12）年の約299万人をピークに減少に転じており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると2045（令和27）年には約224万人まで減少すると見込まれています。年少人口（15歳未満）は2000（平成12）年に約45万9千人でしたが、2015（平成27）年には約36万4千人まで減少し、2045（令和27）年には約22万2千人になると推計されており、2000年の半分を下回る水準まで減少すると見込まれています。



資料：2015年までは総務省「国勢調査」、2018年は茨城県「常住人口調査」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」より作成

### 2 出生数、合計特殊出生率の推移

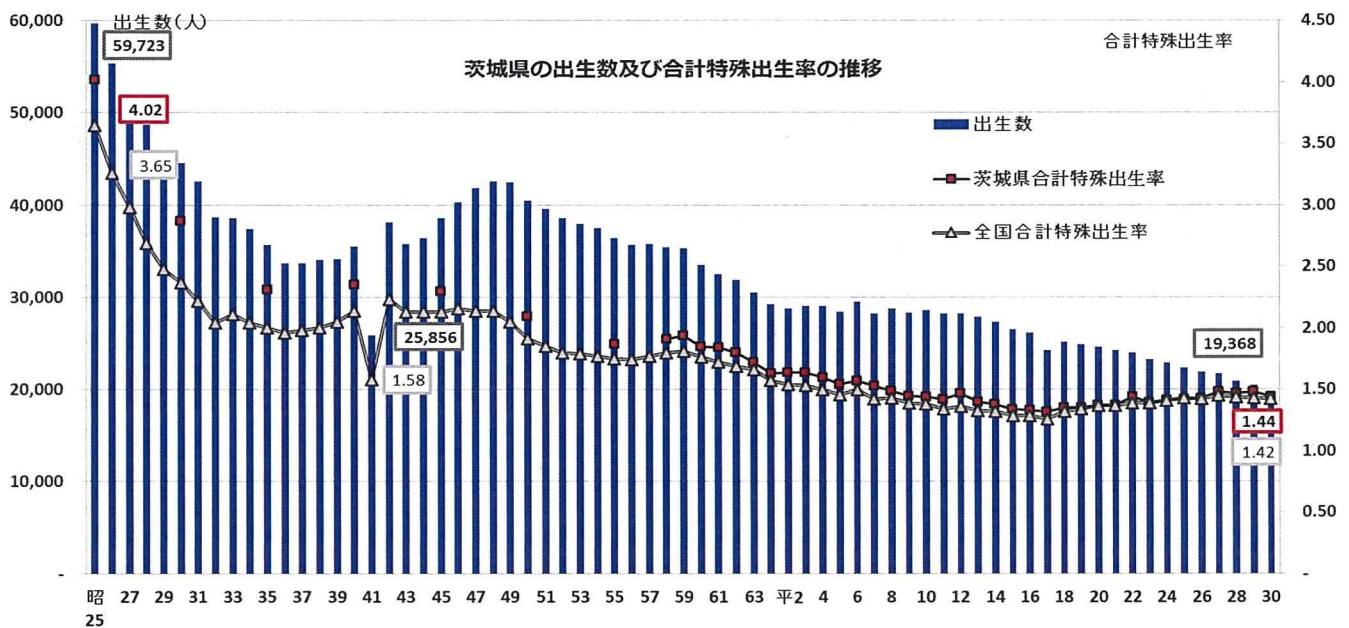
#### (1) 出生数の推移

本県における出生数は、戦後の第一次ベビーブームを過ぎた1950（昭和25）年頃から減少を始め、昭和30年代後半に約3万5千人程度まで減少した後、第2次ベビーブームの影響で1973（昭和48）年には約4万2千人まで回復しましたが、1975（昭和50）年以降再び減少傾向となり、第2次ベビーブーム世代が子どもを持つ年齢に達しても増加に転じることはなく、2018（平成30）年には19,368人まで減少し、初めて2万人を下回りました。

#### (2) 合計特殊出生率の推移

本県の合計特殊出生率についても、出生数と同様に推移し、昭和30～40年代には概ね2.00を超えていましたが、1975（昭和50）年以降減少傾向をなり、2005（平成17）年には過去最低の1.32まで低下しました。2018年（平成30年）は1.44と僅かに回復傾向にあります。人口を維持するのに必要な水準（人口置換水準）である2.07や、政府が「ニッポン一億総活躍プラン」において政策目標に掲げた「希望出生率1.8の実現」からは相当乖離している状況です。





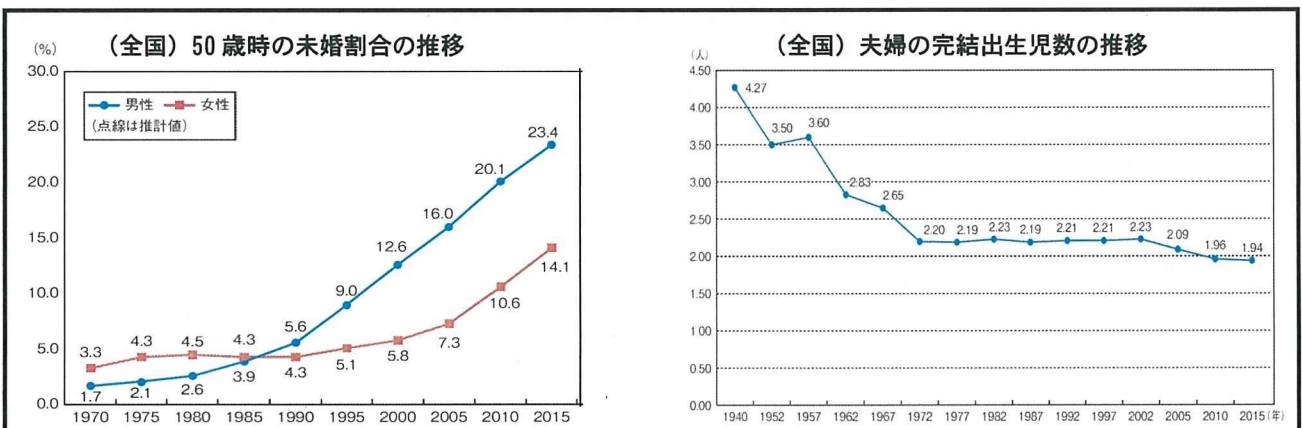
資料：厚生労働省「人口動態統計」より茨城県作成

### 3 少子化の直接的な要因

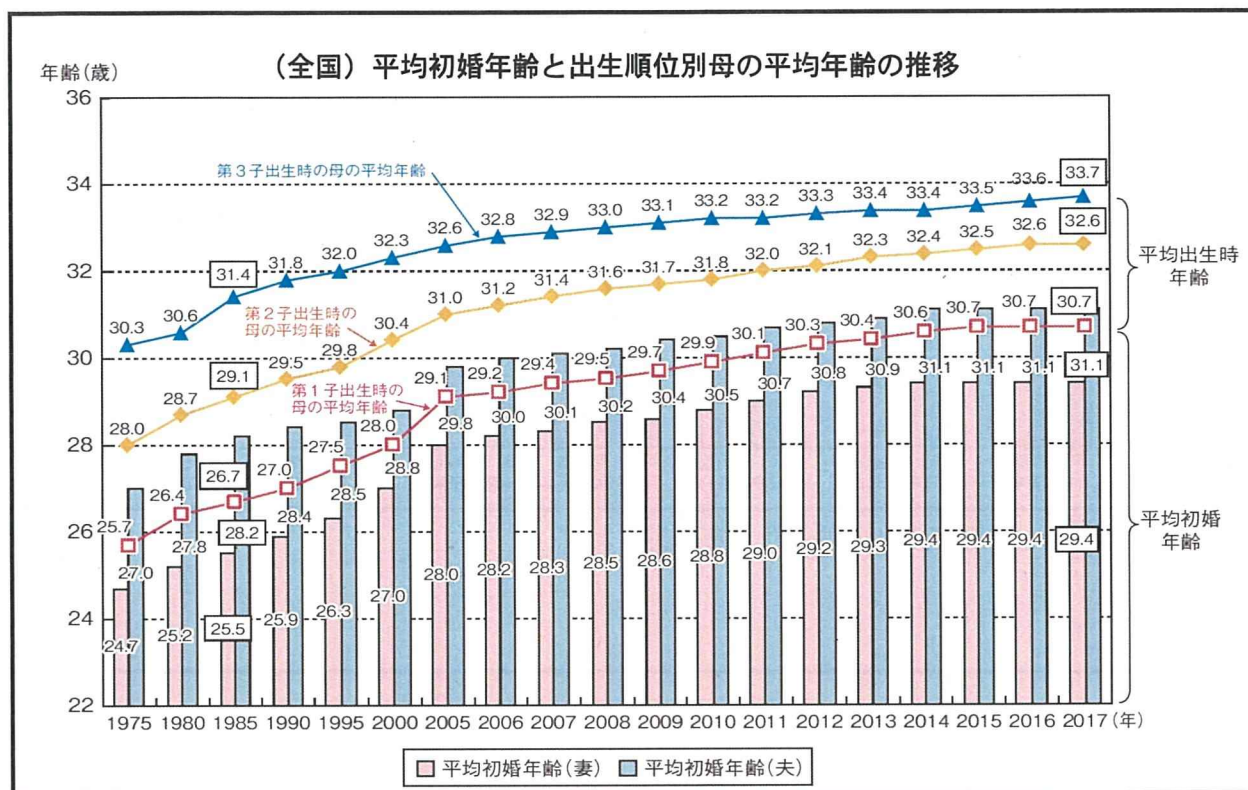
#### (1) 未婚化・晩婚化の進行と夫婦の出生力の低下

私たちの国では、子どもは男女が結婚してから生まれる場合が大半であるため、結婚しない人たちの割合が増加すれば、子どもの出生数は減少することとなります。50歳時の未婚割合（生涯未婚率）は1990年（平成2年）は、男性5.6%、女性4.3%でしたが、2015年（平成27年）は男性23.4%、女性14.1%と大きく上昇しました。さらに今後も上昇し続けると推計されています。

一方で、結婚した夫婦一組あたりから生まれる子どもの数について、完結出生児数（夫婦の最終的な平均出生子ども数）の推移を見ると、戦後大きく低下した後、1972（昭和47）年から2002（平成14）年まで、30年間にわたり2.2人前後で安定的に推移していましたが、2005（平成17）年から減少傾向となり、2015（平成27）年には1.94人と過去最低となっています。この間、平均初婚年齢及び出生時の母親の平均年齢が上昇し、晩婚化・晩産化が進んでいることが、夫婦の出生力低下の要因の一つであると考えられます。



資料：内閣府：「令和元年版 少子化対策白書」より



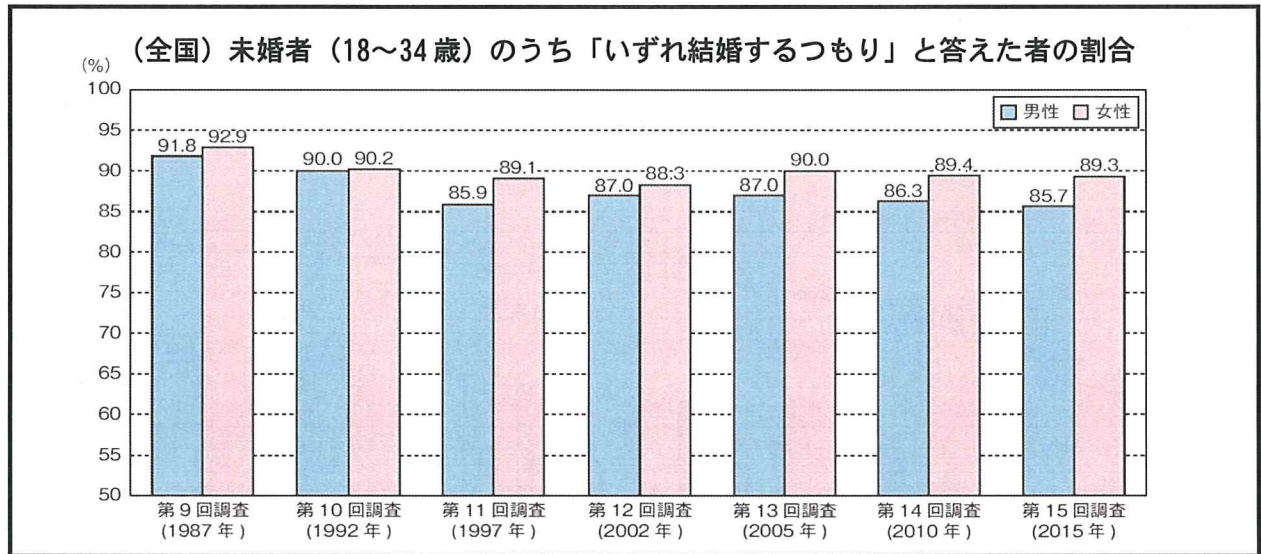
資料：内閣府：「令和元年版 少子化対策白書」より

少子化の直接的な要因は、これらの「未婚化・晩婚化の進行」「夫婦の出生力の低下」であると考えられています。

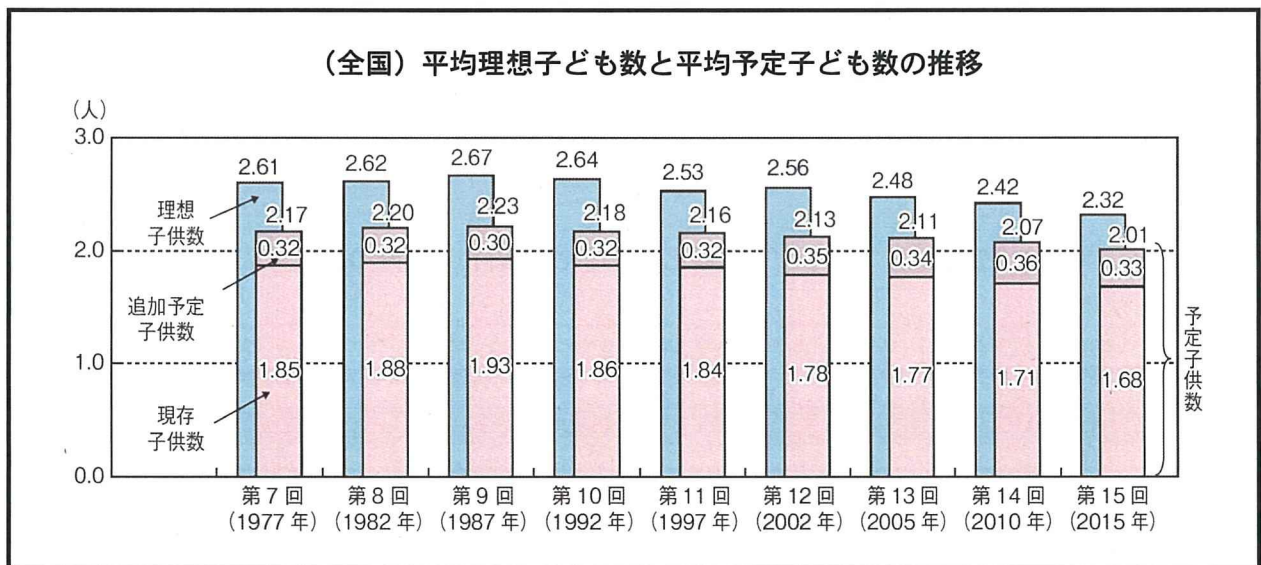
## (2) 結婚や出産・子育てをめぐる意識等

「いずれ結婚するつもり」と答えた未婚者（18～34歳）の割合は、2015（平成27）年調査で男性85.7%、女性89.3%となっており、若い世代の結婚に対する希望は30年前と比較してもあまり変わらないと言えます。

また、夫婦の理想とする子ども数の平均（理想子ども数）と、実際に持つつもりの子どもの数の平均（予定子ども数）は、常に理想が予定を上回っています。



資料：内閣府：「令和元年版 少子化対策白書」より



資料：内閣府：「令和元年版 少子化対策白書」より

### 第3章 日本一、子どもを産み育てやすい県の実現に向けた課題と対応方針

#### 施策1 結婚・出産の希望がかなう社会づくり

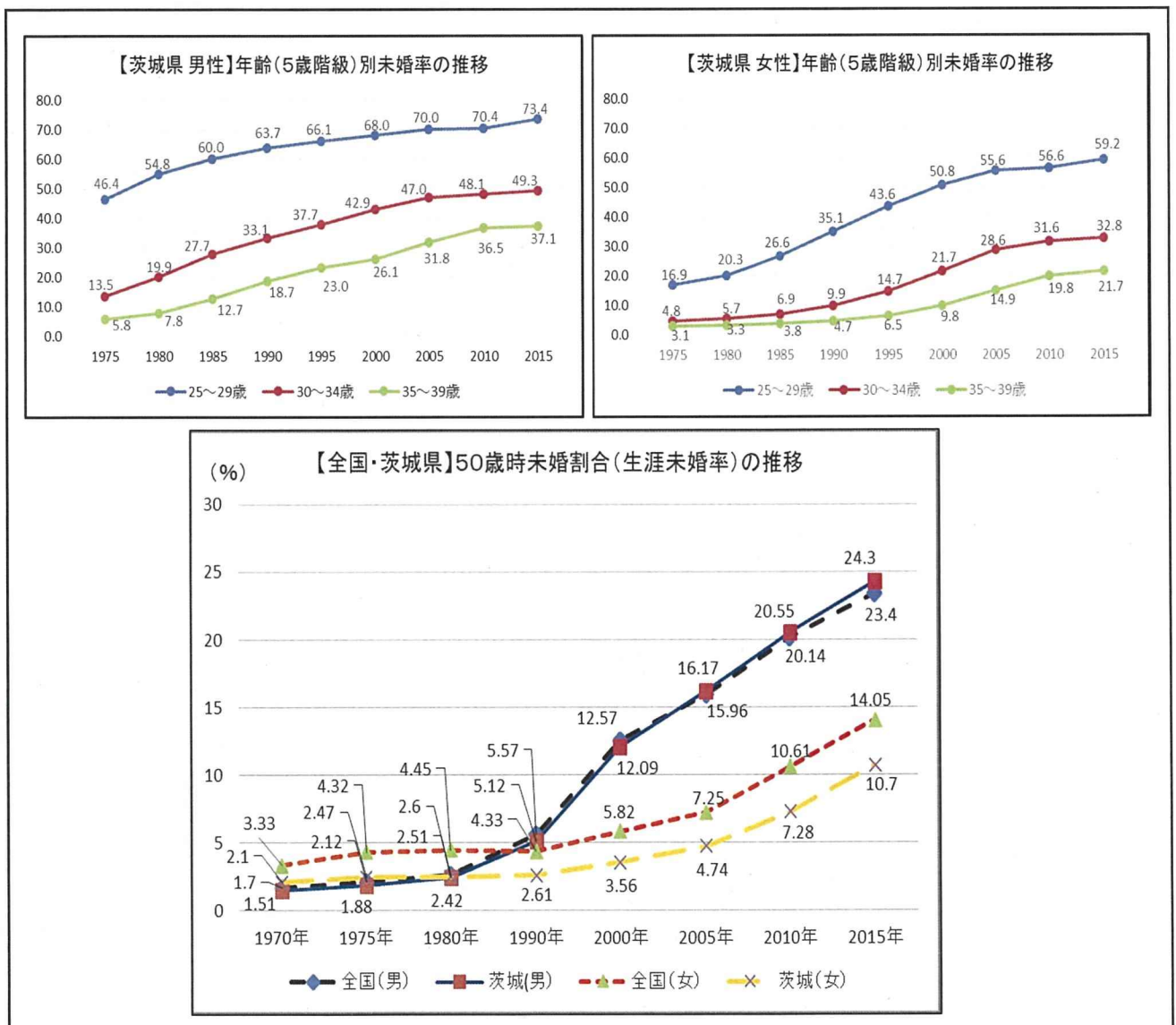
##### 1 現状と課題

##### (1) 未婚化・非婚化の進行

本県の未婚率は、例えば25～29歳で見ると、1975（昭和50）年では、男性が46.4%、女性が16.9%でしたが、2015（平成27）年には、男性が73.4%、女性が59.2%と大幅に上昇しています。

また、本県の50歳時未婚割合（生涯未婚率）は1975（昭和50年）では、男性が1.88%、女性が2.47%でしたが、1990年代から上昇傾向が鮮明となり、2015（平成27）年には、男性が24.29%、女性が10.69%と、大幅に上昇しています。

日本では生まれる子の大多数は嫡出子（結婚した男女の間の子）であり、結婚が出産の前提であると言えます。1990年代以降、結婚しない人が増えていることが、少子化の進行に大きな影響を与えています。

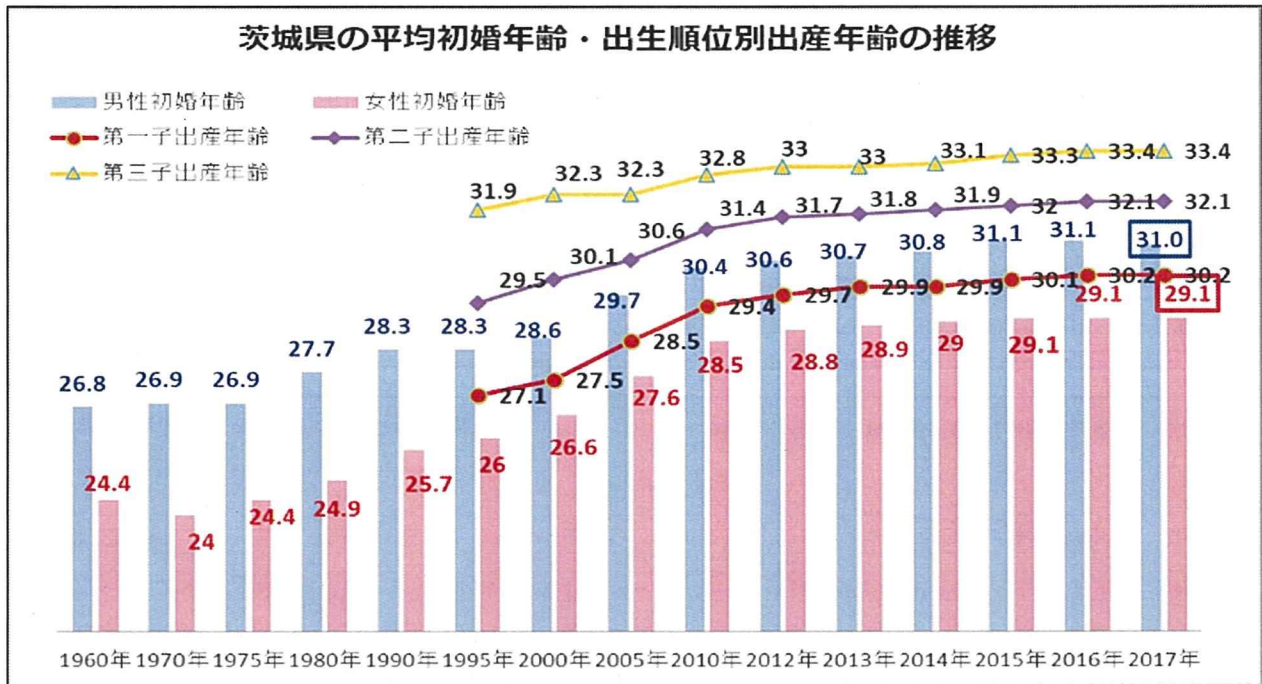


資料：総務省「国勢調査」

## (2) 晩婚化・晩産化の進行

平均初婚年齢は2010年以降伸びが鈍化し、2015年以降は横ばい傾向にあります。長期的には男性、女性とも上昇しています。また、晩婚化の進行とともに女性の出産年齢が上昇しており、晩産化が進行しています。

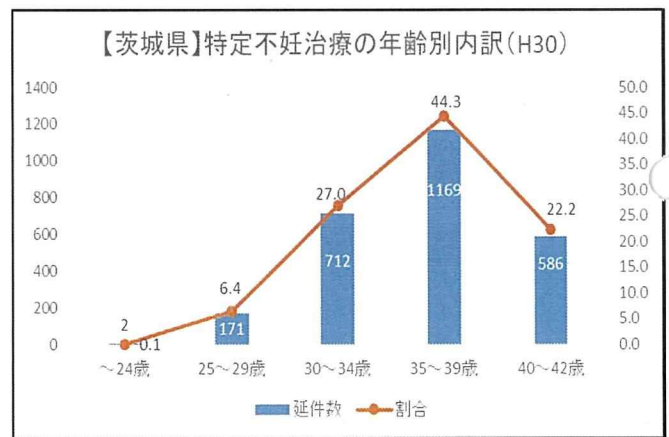
また、特定不妊治療の助成件数が10年間でおよそ2倍に増えているなど不妊に悩む夫婦は増加しており、晩婚・晩産の影響が大きいと考えられています。



資料：厚生労働省「人口動態統計」（出産年齢の90年以前のデータはない。）



資料：茨城県作成



資料：茨城県作成

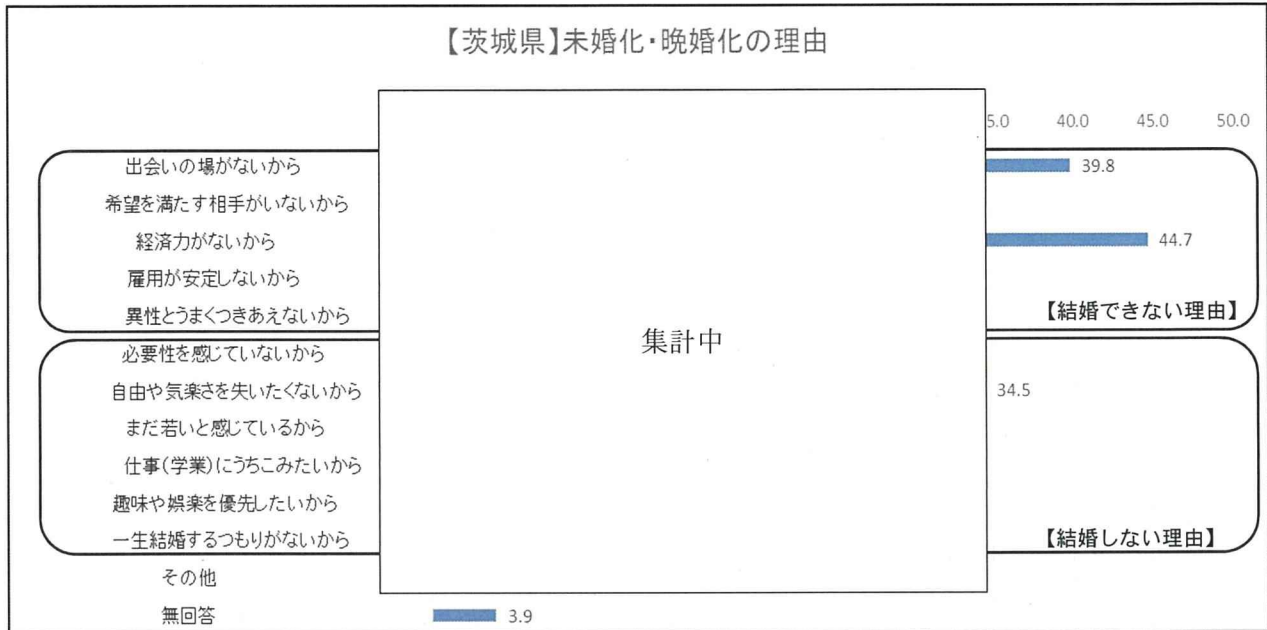
## (3) 県民の結婚・出産に関する希望

県政世論調査において、未婚化・晩婚化の理由について尋ねたところ、結婚できない理由としては、「経済力がないから」「出会いの場がないから」「雇用が安定しないから」を選択する回答者が多く、結婚しない理由としては、「必要性を感じていないから」「自由や気楽さを失いたくないから」を多くの回答者が選択しています。

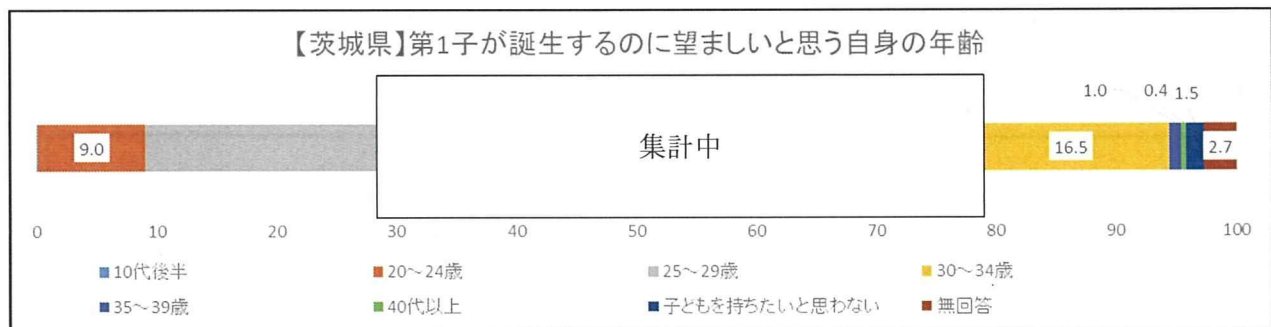
一方で、第1子が誕生するのに望ましい自身の年齢については、回答者の約70%が20代後半を選

択しており、未婚化・晩婚化は進行していますが多数の県民が20代のうちに結婚・出産を希望している状況です。

なお、母子保健法に基づき各市町村が実施している乳幼児健康診査の問診における妊娠・出産について満足していると回答した者の割合は、ここ数年増加しており、2018（平成30）年は85.3%となっています。



資料：茨城県「令和元年度 県政世論調査」



資料：茨城県「令和元年度 県政世論調査」

**【茨城県】妊娠・出産について満足している者の割合**

	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
回答数	18,208 件	18,157 件	17,599 件
満足している者の数	14,774 人	14,910 人	15,008 人
満足している者の割合	81.1%	82.1%	85.3%

資料：厚生労働省「母子保健事業に係る実施状況調査」より茨城県作成

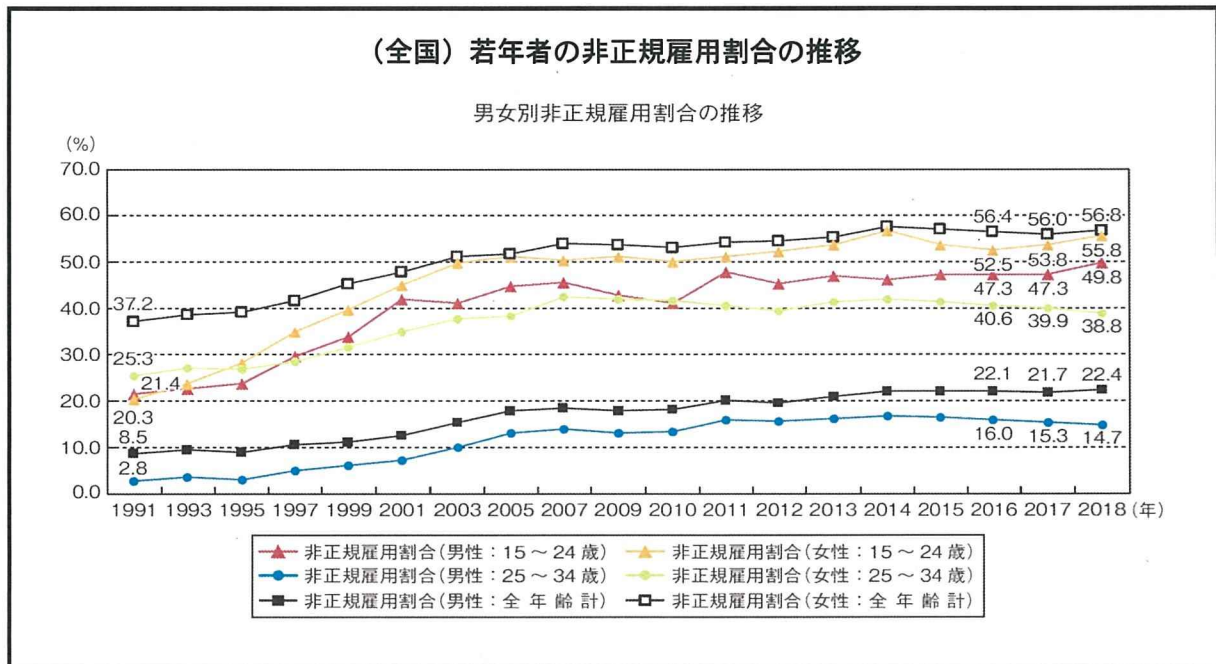
**(4) 就労形態などによる家族形成状況の違い**

若い世代（15～34歳）の非正規雇用割合は、1990年代から2000年代にかけて上昇した後、近年は低下または横ばい傾向にあります。

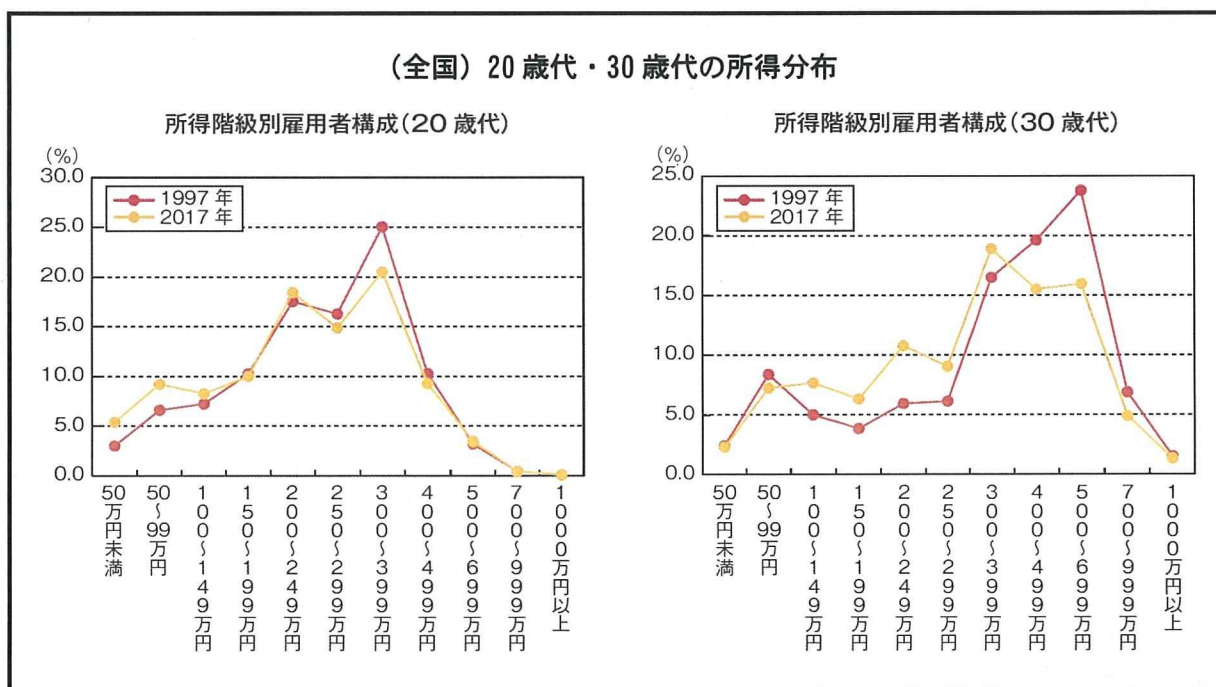
また、若い世代の所得分布をみると、20代では250万円未満、30代では400万円未満の雇用者の割合が増加しており、低所得層にシフトしています。

男性の従業上の地位・雇用形態別有配偶率をみると、非正規雇用は正社員の半分以下、パート・アルバイトに限ると正社員の4分の1以下となっています。

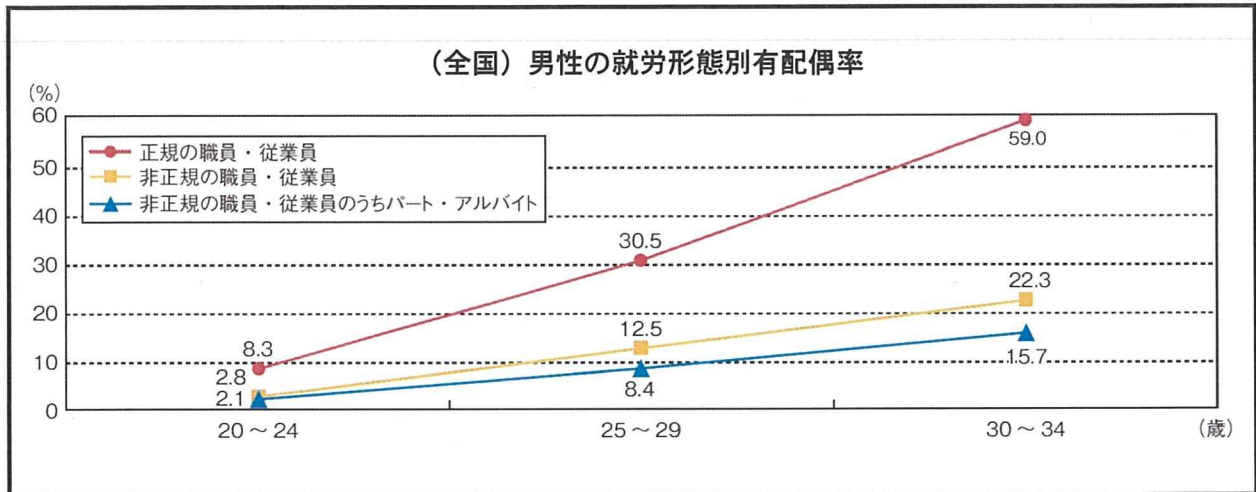
さらに、男性の年収別有配偶率をみると、いずれの年齢層でも一定水準までは年収が高い人ほど配偶者のいる割合が高い傾向にあります。



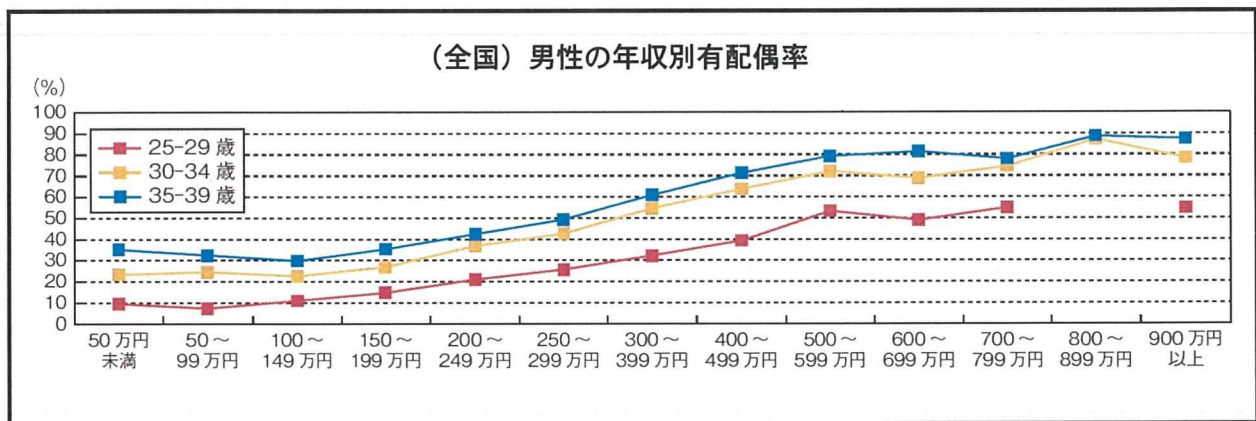
資料：内閣府「令和元年 少子化対策白書」より



資料：内閣府「令和元年 少子化対策白書」より



資料：内閣府「令和元年 少子化対策白書」より



資料：内閣府「令和元年 少子化対策白書」より

## 2 対応方針

結婚や子どもを持つことについての価値観が多様化するなか、結婚や出産を希望する方たちに向けた対策が求められていることから、結婚・妊娠・出産の希望をかなえるための総合的な支援の拡充に取り組んでいきます

また、妊娠・出産・子育て期における切れ目のない支援体制の充実や、社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親を孤立させないよう支えていく地域づくりを目指します。

## 3 主な取組

### (1) 出会いの場の創出

本県は全国に先駆けて、平成18年6月、会員制のパートナー探しやふれあいパーティーの開催などを行ういばらき出会いサポートセンターを設置し、地域において若者の出会いの相談やお見合いの仲介をボランティアで行う人をマリッジサポーターとして委嘱するなど、結婚支援事業を積極的に推進してきました。平成30年10月には、こうした結婚支援事業による成婚が2,000組に達するなど、



着実に成果を上げてきたところです。

しかしながら、いばらき出会いサポートセンターの会員数は平成 24 年度をピークに減少傾向にあり、若者への訴求不足などが懸念されることから、本県の結婚支援事業のあり方を見直し、センターのサービス向上を図りながら、地域や職業、性別の枠を超えた若者の交流を促進するとともに、未婚の男女が出会うことのできる機会を提供します。

## (2) 結婚や子育てに対する前向きな機運の醸成

結婚から妊娠・出産、子育てまで、ライフステージに応じた行政情報を総合的に発信するポータルサイトを運営するほか、結婚し家庭を築くことの大切さや出産・子育ての喜び・楽しさなどについて啓発するキャンペーンの展開やイベントの開催を通じて結婚や子育てに関する前向きな機運の醸成を図ります。

また、市町村・企業等との連携により、新婚夫婦や結婚を予定するカップルを対象に協賛店で様々な特典サービスが受けられる「いばらき結婚応援パスポート (iPASS) 事業」の実施や、市町村が新婚夫婦の住居費や引っ越し費用の補助する取組などを促進することにより、社会全体で結婚を応援する機運を醸成します。

## (3) 若者の安定した雇用に向けた就職支援・待遇改善

若者を含む求職者の正規雇用化を推進するため、いばらき就職支援センターにおいて、就職相談、職業適性診断、カウンセリング、職業紹介までの一貫した支援を行います。また、仕事のミスマッチ等による早期離職を防止するため、求職者に対しキャリアカウンセリング等の支援を行います。

## (4) 若い世代のライフプランの形成促進

進学や就職等自分の将来について考える時期にある高校生などを対象に、結婚や出産、子育てに対する不安や疑問を取り除き、家庭生活の意義やその生活のあり方を具体的にイメージできるよう、教員等学校関係者や「赤ちゃんふれあい体験」を実施する子育て支援団体等と連携を図りながら、ライフプランの形成を促すプログラムの提供を推進します。

また、思春期のころとからだづくりを含めた、妊娠・出産に関する普及啓発を推進することにより、妊娠のしくみや高齢出産のリスク等に関する正しい知識や主体的なライフプラン作成について普及啓発を推進します。

## (5) 不妊治療への支援の拡充、不妊治療と仕事の両立支援

不妊に悩む夫婦に対し、不妊に関する医学的・専門的な相談や不妊による心の悩み等について医師・助産師等の専門家が相談に対応したり、診療機関ごとの不妊治療の実施状況などに関する情報提供を行う不妊専門相談センター事業を実施します。

また、不妊治療費については、体外受精などに医療保険の適用がないため費用が高額となり、妊娠を望む夫婦にとって経済的負担が大きいいため、助成制度の充実を図るとともに、より多くの助成制度を必要とする方々が利用できるよう広報、周知を行います。

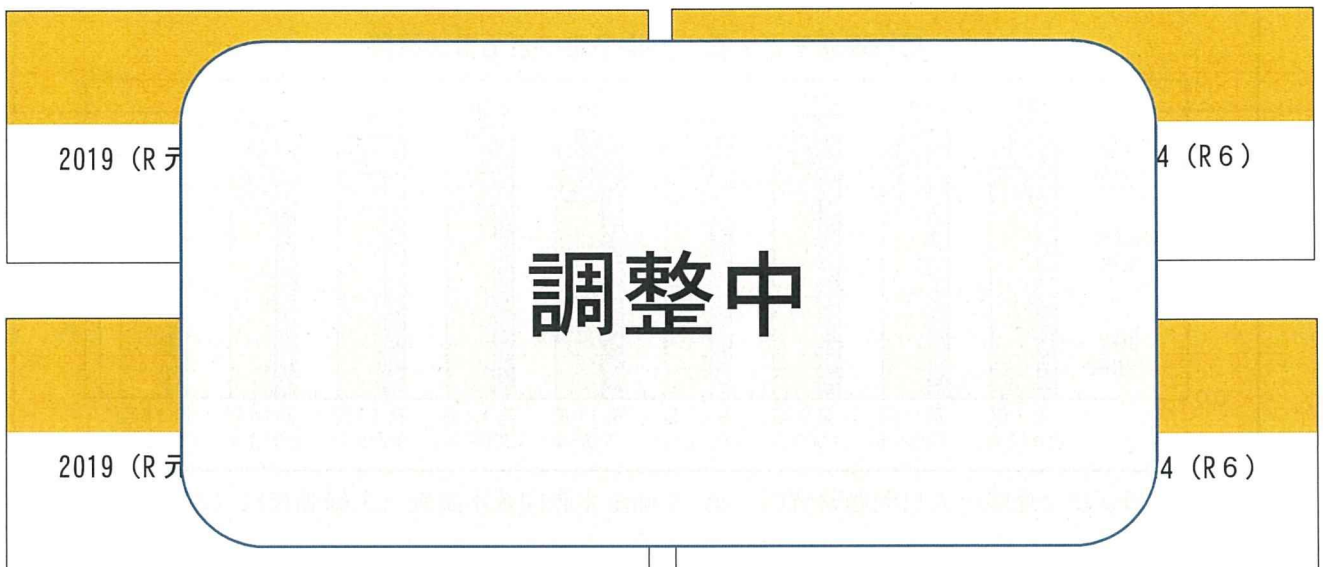
さらに、働きながら不妊治療を受ける方は増加傾向にあると考えられるため、仕事と不妊治療の両立について職場での理解を深め、従業員が働きやすい環境を整える企業の取組を促進します。

(6) 妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の実施

母子保健施策と子育て支援施策の連携，調整を図り，妊産婦及び乳幼児等の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより，地域の実情に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築するため，様々なニーズに対して総合的な相談支援を提供するワンストップ拠点である子育て世代包括支援センターの実施について，市町村の取組を促進します。

また，妊産婦や乳幼児等が切れ目なく必要な支援を受けられるよう，継続的・包括的に状況を把握し，必要な支援の調整や関係機関と連絡調整を図るなど，各事業内容の充実及び関係機関間の円滑な連携に努めます。

4 主要指標



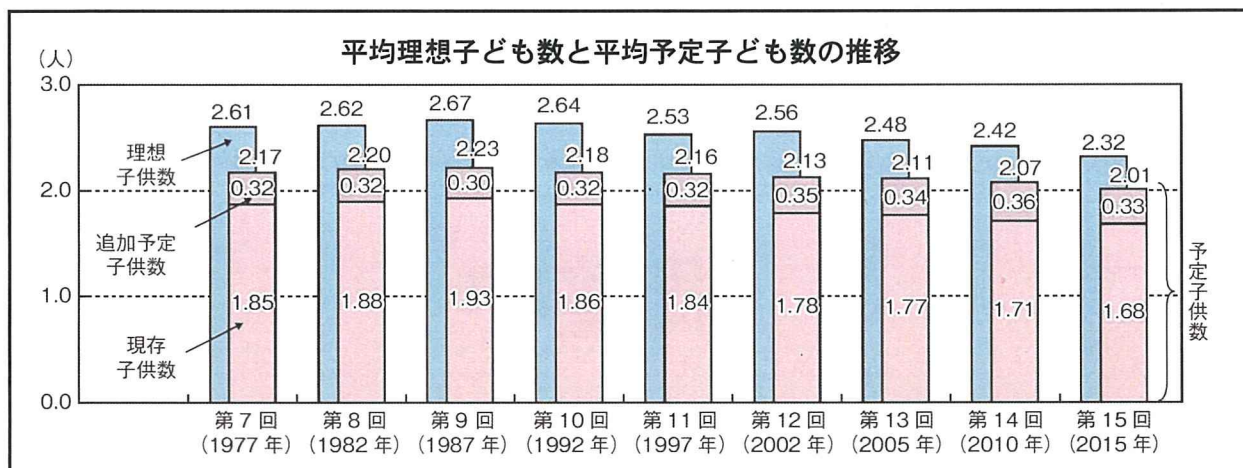
## 施策2 安心して子どもを育てられる社会づくり

### 1 現状と課題

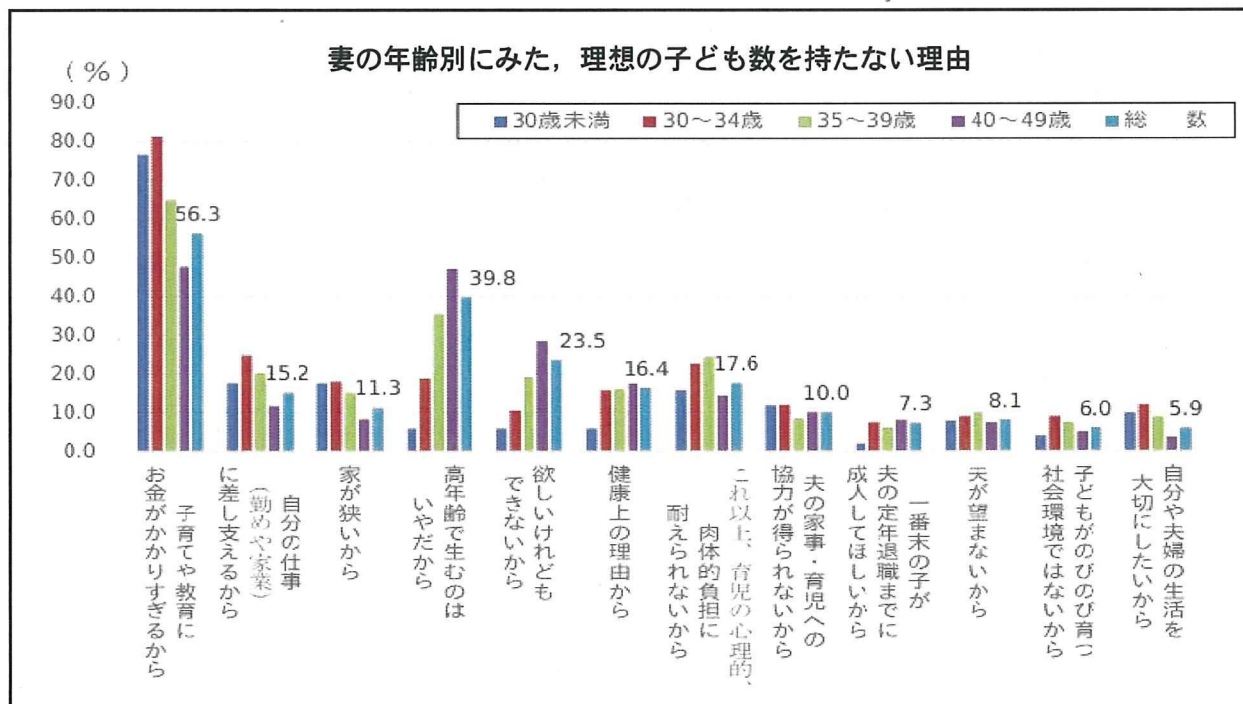
#### (1) 理想の子ども数と子育てに対する経済的負担

2015（平成27年）の第15回出生動向基本調査において、全国の夫婦（妻が50歳未満）にたずねた理想的な子どもの数（理想子ども数）の平均値は、それまでで最も低い2.32人となり、実際に持つつもりの子どもの数（予定子ども数）の平均値も過去最低の2.01人となりました。

夫婦の予定子ども数が理想子ども数を下回る理由として最も多いのは、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」（総数56.3%）であり、特に妻の年齢35歳未満の若い層では8割前後と特に高くなっています。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2015年）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2015年）

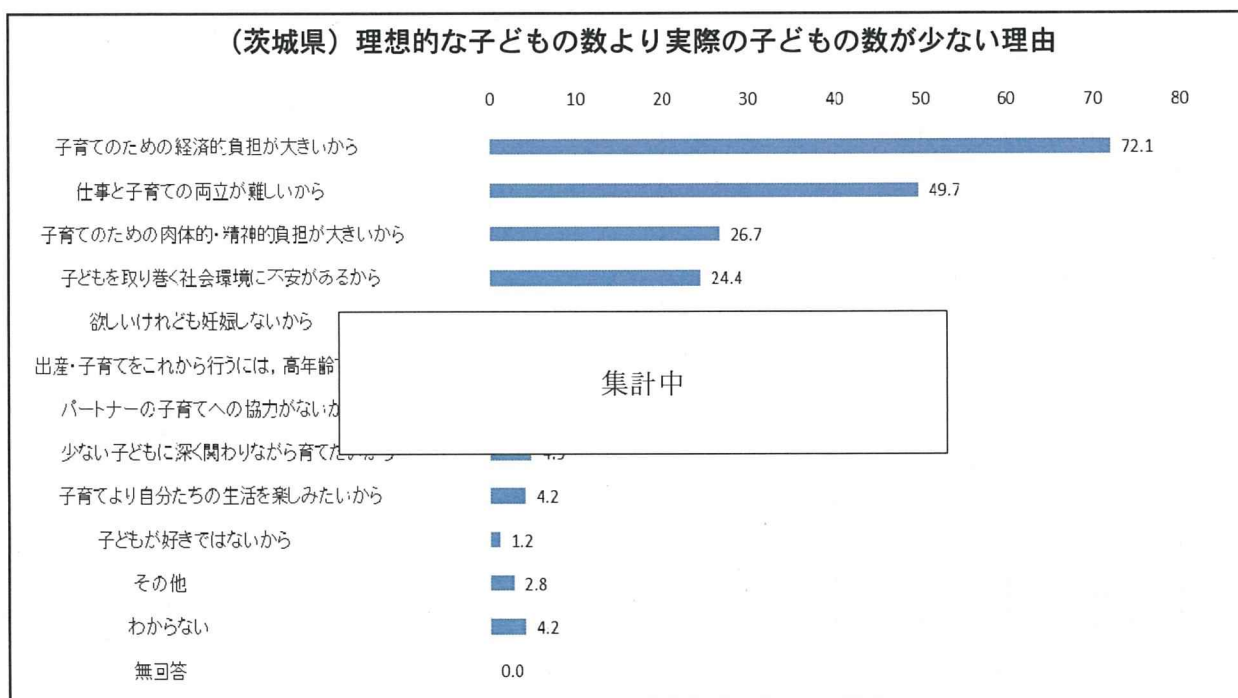
また、2019年（令和元年）に実施したアンケート調査における、県民の理想とする子ども数と、実際の子どもの数の差は0.46人であり、2016年（平成28年）から横ばいに推移しています。

続く2019年の県政世論調査において、理想的な子どもの数より実際の子どもの数が少ない理由について尋ねたところ、「子育てのための経済的な負担が大きいから」が最も多く、回答者の72.1%が選択しています。

県民が理想とする子どもの数と実際の子どもの数（予定含む）の差

	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)
回答数	4,155 件	3,363 件	4,748 件	4,002 件
理想とする子どもの数	2.48 人	2.49 人	2.51 人	2.47 人
実際の子どもの数（予定含む）	2.01 人	2.04 人	2.05 人	2.01 人
上記の差	0.47 人	0.45 人	0.46 人	0.46 人

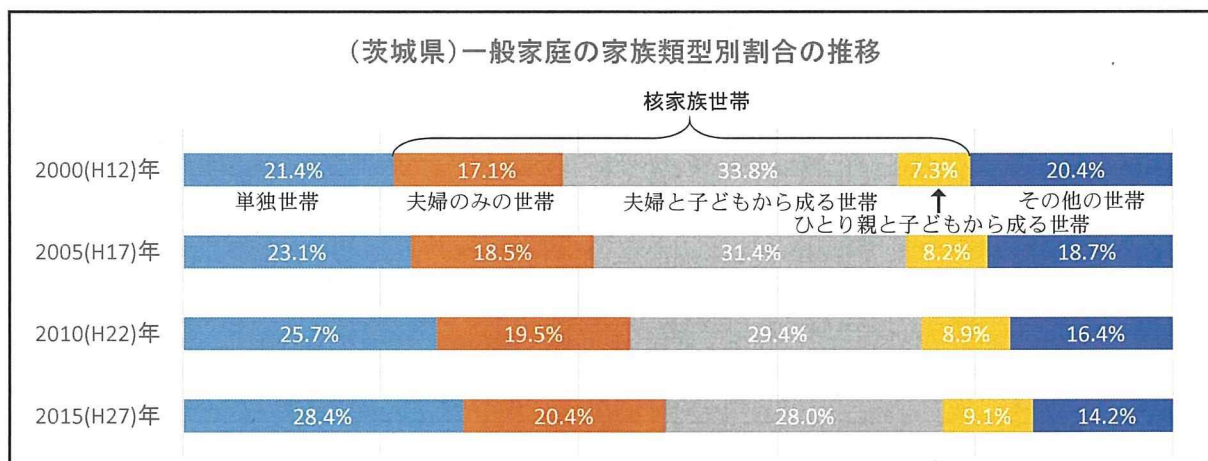
資料：茨城県「次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画に係るアンケート」



資料：茨城県「令和元年度 県政世論調査」

## (2) 家族形態の変化と共働き世帯の増加

2015年(平成27年)の国勢調査において、本県の単独世帯と核家族世帯(夫婦や親子だけで構成される世帯)の割合は85.9%にのびます。家族形態の推移をみると、単独世帯が増加する一方で三世帯世帯など親以外に子育ての担い手がいる世帯が減少しており、核家族世帯の割合は58%前後で横ばいで、そのうちひとり親と子どもから成る世帯(ひとり親家庭)は増加傾向にあります。また、2017年(平成29年)の就業構造基本調査において、本県の共働き世帯の割合は50.3%と全国の48.8%を1.5%上回る水準にあります。



資料：国勢調査より茨城県作成

### 全国と茨城県の共働き世帯の割合

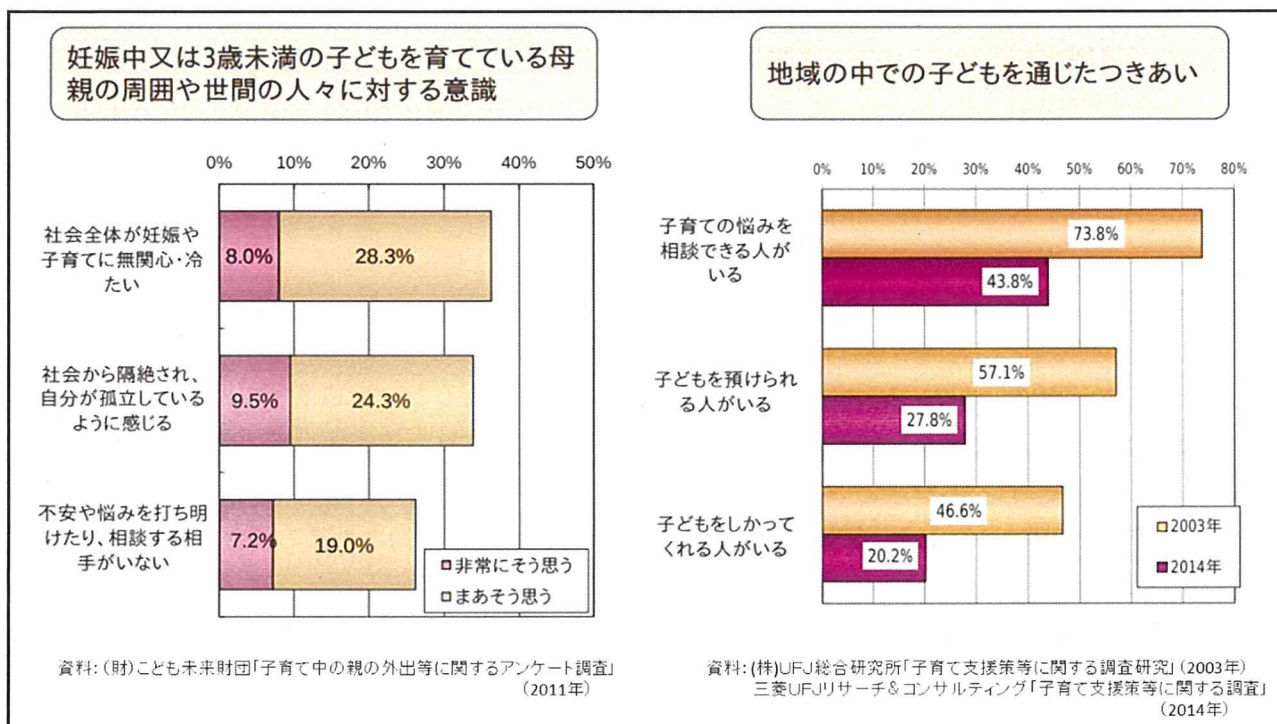
	2007 (H19)	2012 (H24)	2017 (H29)
全国	46.4%	45.4%	48.8%
茨城県	48.9%	46.7%	50.3%

※「夫婦のみの世帯」、「夫婦と親から成る世帯」、「夫婦と子どもから成る世帯」、「夫婦、子どもと親から成る世帯」の合計のうち夫婦共に有業の世帯の割合

資料：就業構造基本調査

### (3) 子育ての孤立化と負担感の増加

家族形態の変化や急速な少子高齢化，また個人の価値観の多様化に伴い，地域社会のつながりが希薄化し，子育てに不安や孤立感を感じる家庭も少なくありません。2011年に実施されたアンケート調査によると，「社会全体が妊娠や子育てに冷たい」「孤立している」と感じる妊娠中や子育て中の母親の割合は3割にもなります。また別の調査によると，地域の中で子どもを通じたつきあいができる環境が，2003年と2014年の比較で約半分まで減少しています。



## 2 対応方針

子育てに対する経済的負担感や不安・孤立感の解消に向けて、行政や地域社会全体で子育てを支援し、子育て環境を良くしていく対策が求められていることから、子育ての希望をかなえるための総合的な支援の拡充に取り組んでいきます。

## 3 主な取組

### (1) 周産期・小児医療体制の充実

地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療提供体制を整備することにより、安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりの推進します。

また、小児科の医療資源の集約化・重点化を推進し、全県を24時間365日体制でカバーする安心で効率的な小児救急医療提供体制の整備を進めるとともに、救急相談の充実や啓発パンフレットの活用等により保護者の不安解消を図ります。

### (2) 医療費、教育費などの経済的負担の軽減

子どもが小児期全般にわたって充実した医療が地域格差なく受けることができる体制の整備や、小児・妊産婦医療費助成を推進するとともに、未熟児養育や小児慢性特定疾病の医療費等の助成の推進を図ります。

また、児童手当や児童扶養手当の支給、保育・幼児教育の無償化、高校生等への就学支援、高等教育段階における教育費負担軽減策の充実といった国の制度を踏まえながら、子育てに対する経済的負担の軽減を図っていきます。

### (3) 地域の子育て支援（地域子育て支援拠点・ファミリー・サポート・センターなど）の充実

子育て中の親が孤立することがないように、親子の交流や子育て等の相談ができる地域子育て支援拠点の整備や、住民参加による子育てサポーターやファミリー・サポート・センターの利用の拡充を図るとともに、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点である子育て世代包括センターの整備について、市町村の取組を促進します。また、シニア世代の子育て参加を促進するため、いばらき版祖父母手帳「いばらき孫育て応援ナビ」を活用し、地域の子育て支援に関わるきっかけづくりを進めます。

### (4) 子どもの安全確保

子育てにやさしいバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりや安全・安心なまちづくりを推進するとともに、犯罪被害に遭わないための防犯教室、非行防止教室などの安全教育の充実を図ります。

また、学校周辺や通学路等における犯罪や交通事故を防止するため、PTAや自治会、住民ボランティアによる取組と併せて、「子どもを守る110番の家」など住民、企業・団体等と連携した取組を推進し、地域における子どもの安全を確保します。

(5) 社会全体で子育てを応援する機運の醸成

妊娠中の方や子育て家庭を対象に協賛店舗等から料金割引等のサービスを受けられる「いばらき子育て家庭優待制度」（いばらき kids Club カード）について、協賛店舗の拡大など制度の充実に努めることにより、社会全体で子育てを応援する機運の醸成を図ります。

(6) 放課後の児童等の安全・安心な居場所づくり

市町村が新・放課後プランに基づき進める放課後児童クラブ・放課後子ども教室の整備・運営を支援するとともに、放課後児童支援員の認定研修や、資質向上研修を実施することにより、放課後児童クラブの従事者や放課後子ども教室の参画者の確保及び資質の向上を図ります。

また、児童館や青少年教育施設の適切な整備を行うことにより、児童等の安全・安心な居場所づくりに努めます。

(7) 多子世帯に対する支援の充実

子育て家庭に対する保育料の軽減制度を拡充し、第3子以降の3歳未満児に対する保育料について、所得制限を撤廃することにより完全無償化するなど、子育ての負担が非常に大きい多子世帯への支援の充実を図ります。

(8) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭においては、子育てと生計の担い手という役割を一人で担うことが多く、経済的な不安、健康面での不安、子どもの将来への不安等を抱えていることから、子育てや生活支援から就業支援までの総合的支援の充実が求められています。

そのため、相談体制の充実、高等職業訓練促進給付金事業や自立支援給付金事業などによる就業支援、福祉資金の貸付制度や児童扶養手当の支給制度などによる経済的支援等の取組を推進します。

また、保育や学習支援に対応した子育て支援サービスや公営住宅の入居への配慮など、生活に関する支援の充実を図ります。

4 主要指標

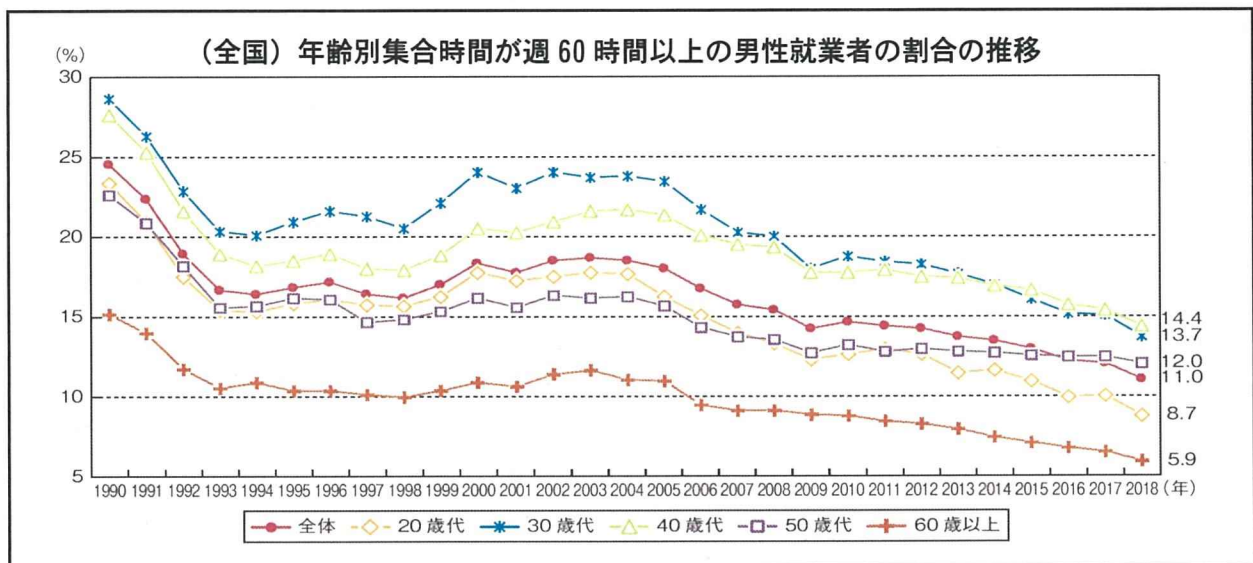


### 施策3 男女の働き方改革と多様な働き方の実現

#### 1 現状と課題

##### (1) 長時間労働による仕事と家事の両立困難

総務省の労働力調査における週60時間以上の長時間労働をしている男性の割合は、どの年齢層においても減少傾向にあります。また、子育て期にある30代、40代の男性については、2018年（平成30年）で、それぞれ13.7%、14.4%とほかの年齢層に比べて高い水準にあります。



資料：総務省「労働力調査」 ※内閣府少子化社会対策白書より

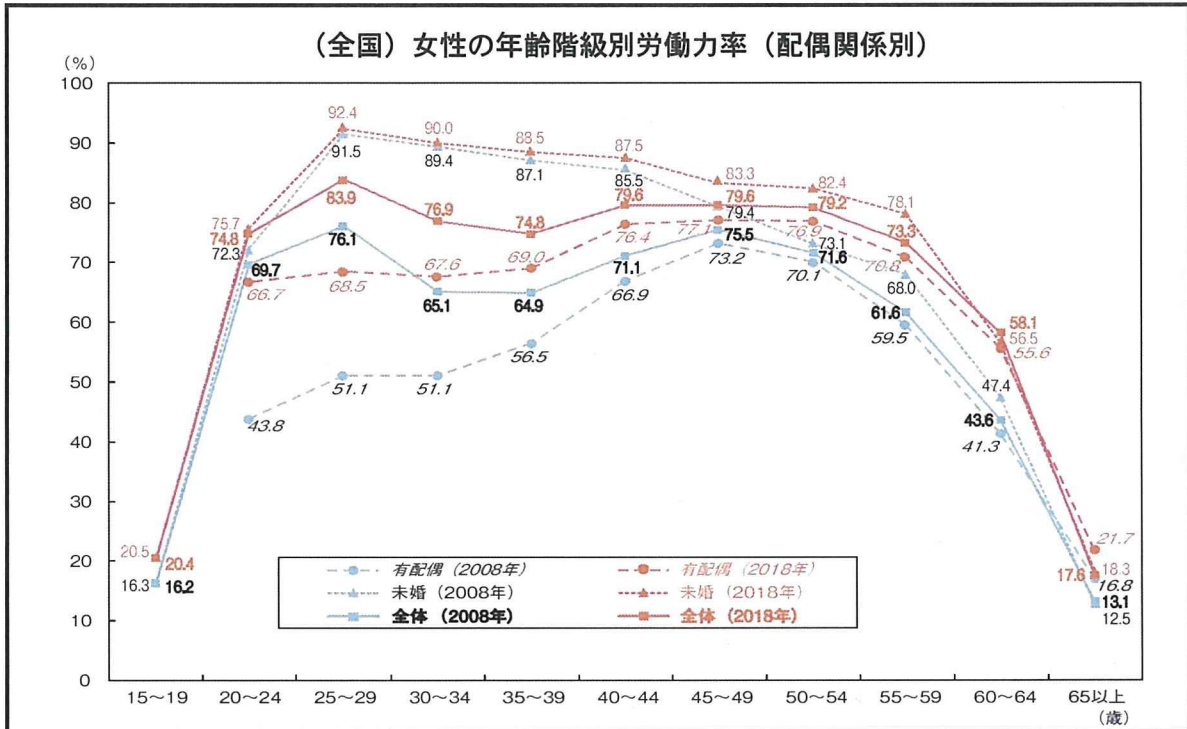
##### (2) 女性の就業をめぐる状況

女性の就業状況について、年齢階級別労働力率を10年前と比較すると、依然として「M字カーブ」を描いていますが、10年前と比較すると、そのカーブの底は浅くなっています。特に有配偶者では25~29歳で17.4ポイント上昇するなど、各年代で大きく上昇しています。

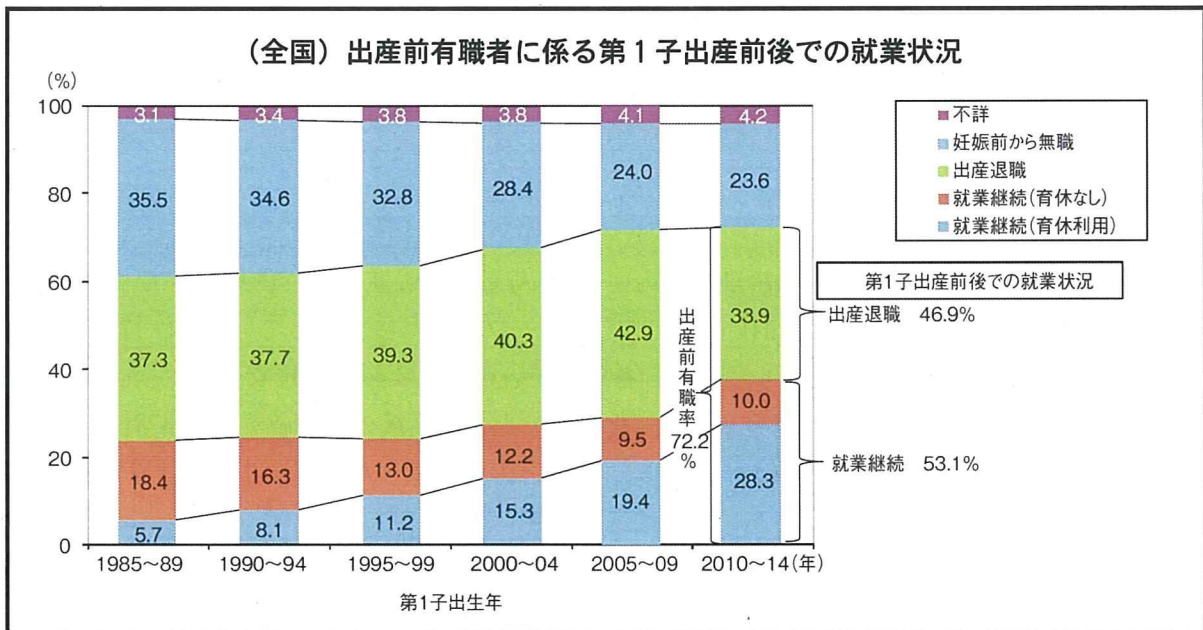
また、第1子出産前後の女性の就業状況の変化をみると、出産後の継続就業率は4割前後で推移してきましたが、直近の2010~2014年には53.1%へと上昇しました。しかし、第1子出産を機に離職する割合は46.9%と依然として高い状況にあります。

また、末子の妊娠・出産を機に退職した女性にその理由をたずねた調査によると、仕事と育児の両立の難しさを挙げる割合が正社員で22.5%、非正社員で13.5%となっています。

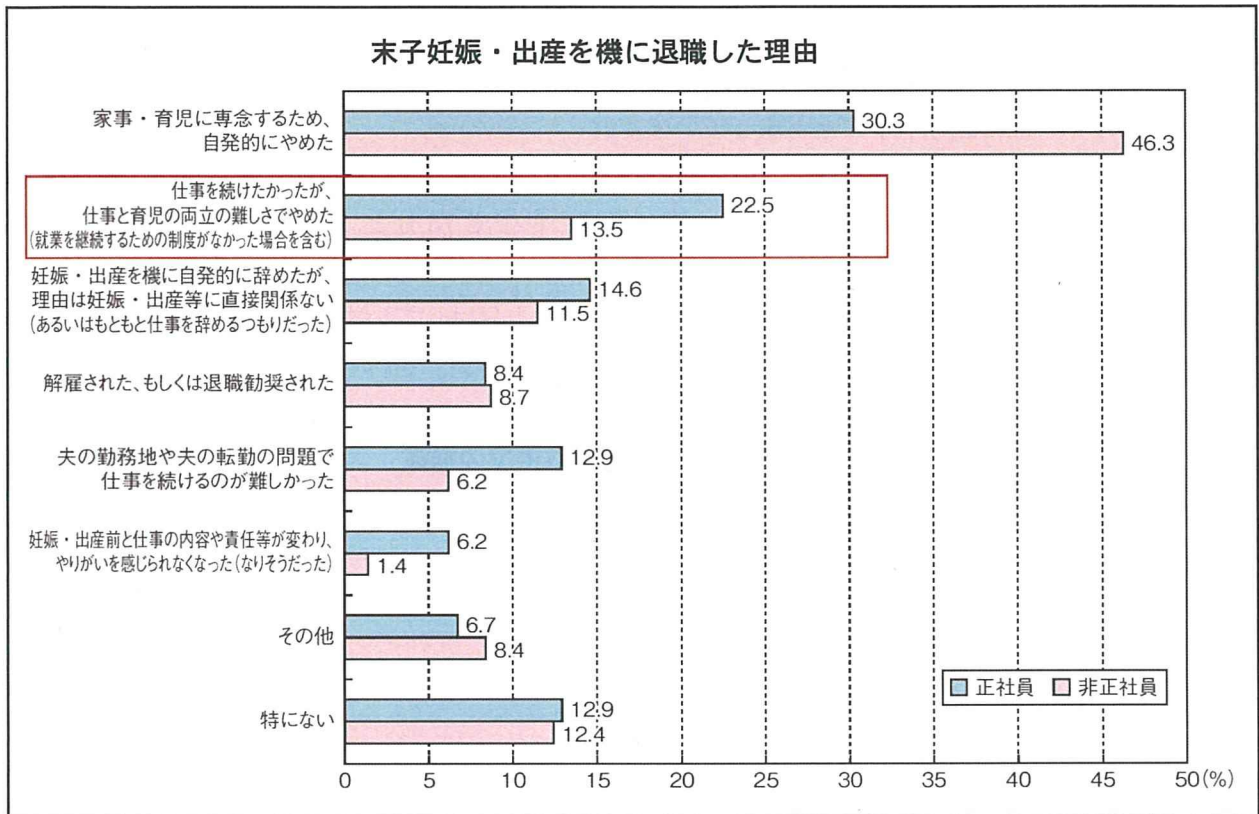




資料：内閣府「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) レポート 2018」より



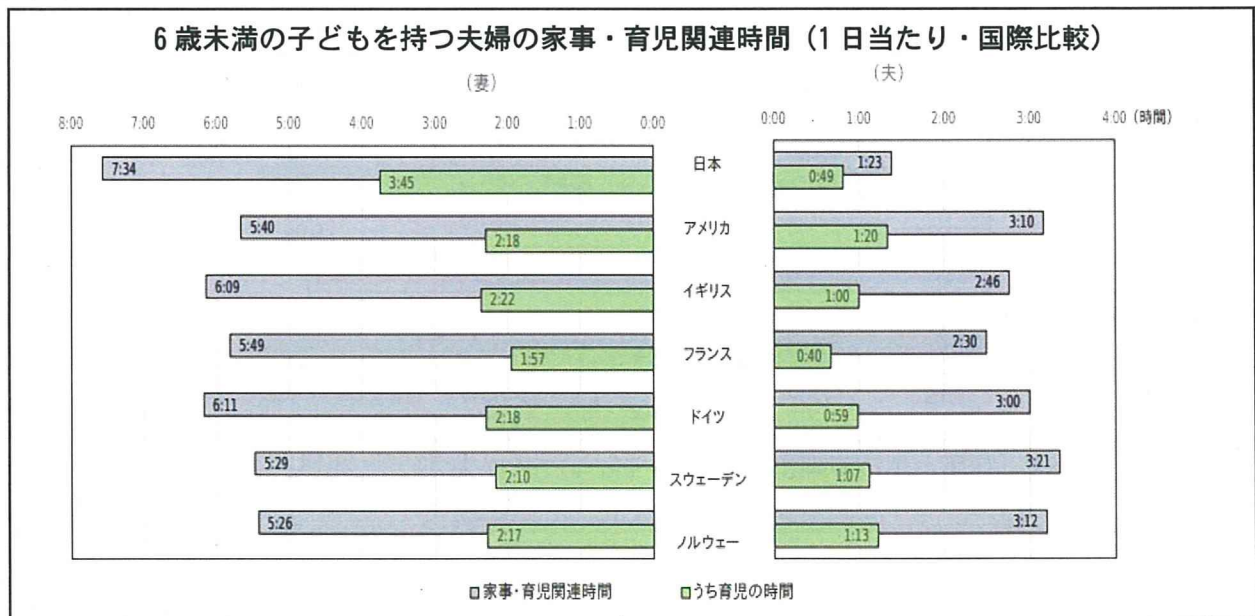
資料：内閣府「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) レポート 2018」より



資料：厚生労働省委託調査「平成 28 年度仕事と家庭の両立に関する実態把握のための調査研究事業報告書 労働者アンケート調査結果」（複数回答）（2017 年）※内閣府少子化社会対策白書より

### (3) 女性に偏る家事・育児負担

6 歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連時間は 1 日あたり 83 分で先進国の中で最短である一方、妻の家事・育児関連時間は 1 日当たり 454 分と最長となっています。



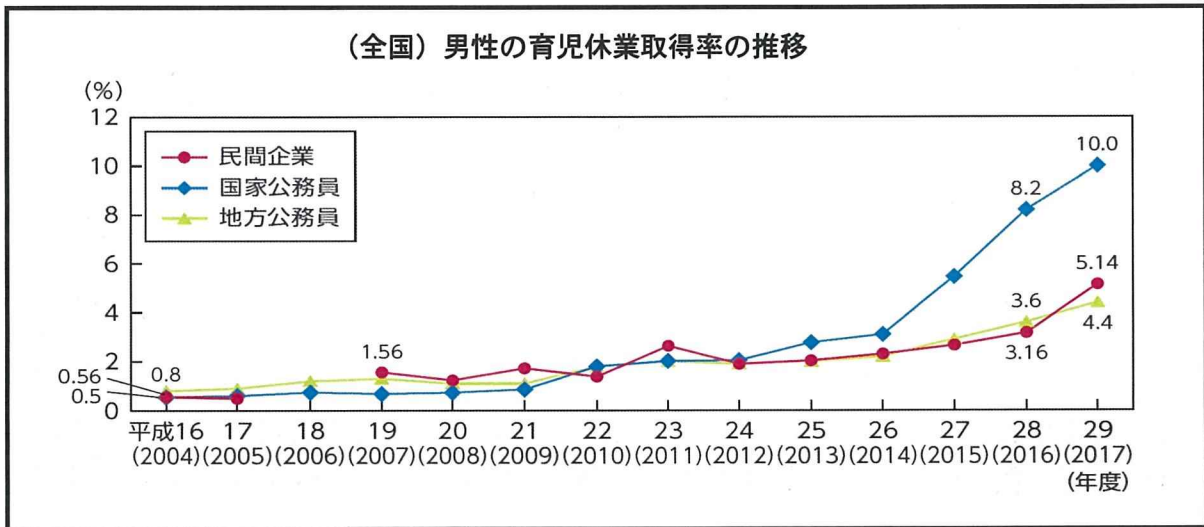
資料：Eurostat“How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Woman And Man”(2004)，Bureau of Labor Statistics of U.S.“American Time Use Survey”(2016) 及び総務省「社会生活基本調査」(2016年)より作成 ※内閣府少子化社会対策白書より

#### (4) 男性の家事・育児への参画をめぐる状況

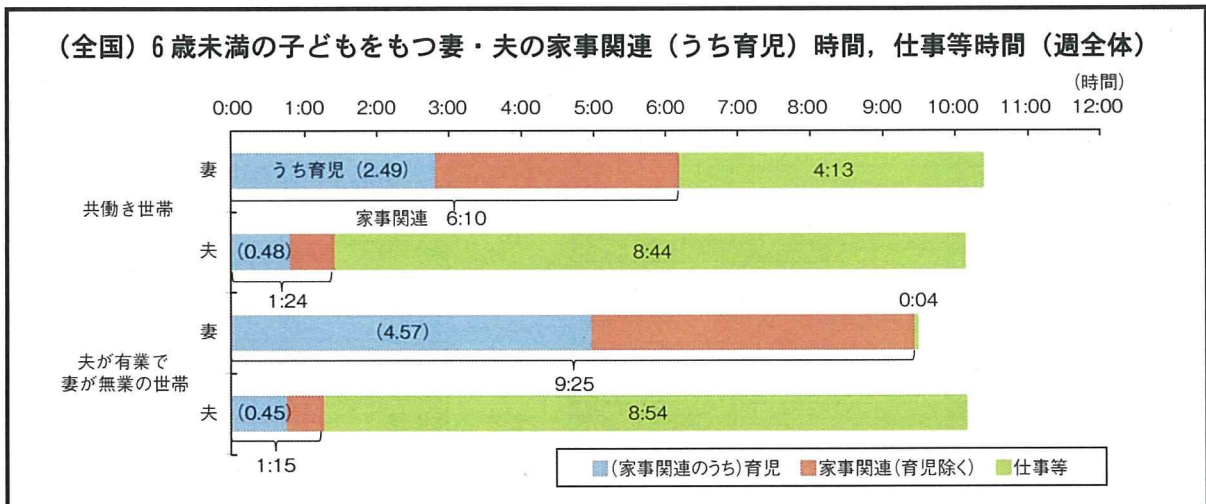
男性の育児休業取得率（民間企業）の推移をみると、2017（平成29）年で5.14%と伸びてきてはいるものの、非常に低い水準にとどまっています。

また、男性が子育てや家事に費やす時間をみると、6歳未満の子どもをもつ夫の家事・育児関連時間（1日当たり）は、共働き世帯で84分、妻が無業の世帯で75分と、妻の就業形態に関わらず低い水準にとどまっています。

また、家事及び育児の行動者率をみると、ここ数年で上昇はしていますが、共働き世帯でも約8割の男性が全く「家事」を行わず、約7割の男性が全く「育児」を行っていません。

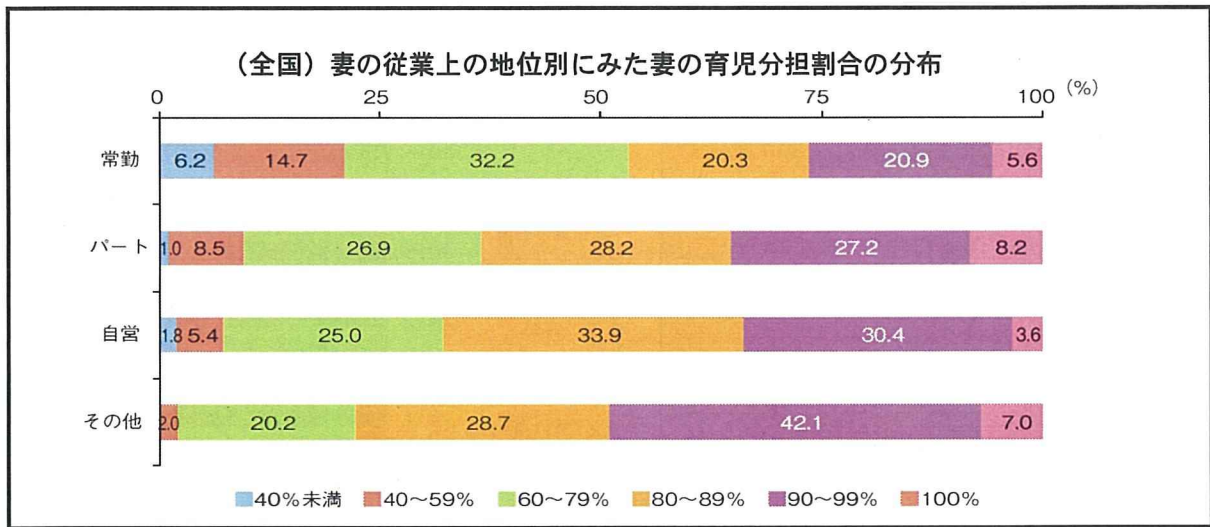


資料：内閣府「令和元年版 男女共同参画白書」より



資料：内閣府「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート2018」より





資料：内閣府「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート2018」より

## 2 対応方針

女性の就業が進む中で、依然として家事・育児の負担が女性に偏っている現状や、男性が希望しても実際には育児休業の取得等が進まない実態を踏まえ、多様な働き方が可能となる労働環境の整備のための企業等への支援や、社会全体として、子育て期間を通して男女が協力して育児を行うものであるとの意識改革が進むよう、機運の醸成を図っていきます。

また、県庁が率先して取り組み、県内企業や市町村を牽引していくことにより、働き方改革を県内全域に波及させていきます。

## 3 主な取組

### (1) 企業が多様な働き方を実現するための支援

県内中小企業の働き方改革を促進するため、多様な働き方が可能な労働環境の整備と生産性の向上に意欲的に取り組む企業に対し、専門家によるコンサルティングとICT導入支援を一体的に実施することでモデル企業を育成し、その成果等を情報発信します。

また、女性が子育てしながら働き続けることのできる職場環境を整備するための効果的な提案を行うため、テレワークや事業所内託児所、子連れ出勤など多様かつ柔軟な働き方を取り入れている県内外の先進企業等の取組の調査研究を行います。

さらに、経済団体や労働者団体などで構成する「いばらき働き方改革推進協議会」において、推進月間を設定する等、官民連携により、県民の働き方改革に対する意識醸成を図ります。

### (2) 女性のキャリア形成と育児のために離職した女性の復職や再就職支援の充実

女性が仕事と子育てを両立しながらキャリアを形成できるよう、高校生に対するライフデザインセミナーなどを通じて、教育段階から女性のキャリア形成についての意識啓発を行います。

また、仕事と子育ての両立に関する悩みや心配事について気軽に相談できる女性向け職業相談窓口を設置するとともに、女性ロールモデルなどの情報を収集・発信する取組を推進します。

さらに、女性の起業や就職・再就職、学び直し等を支援するため、円滑に資金調達できる環境の整備や、職業訓練の場の充実などを図ります。

### (3) 男性の家事・育児参画の促進 【

家事・育児を積極的に行う男性を応援するキャンペーンなどを通じて広く県民に対し意識啓発を行うとともに、育児休業等が取得しやすくなるよう、事業主、管理職等を対象にした両立支援のセミナーを開催することにより、男女ともに出産・育児に取り組みやすい雇用環境づくりの推進を図ります。

また、出前講座の開催等により、性別役割分担意識の解消に取り組むとともに、男性の育児参画等を評価対象としている県優良企業認定を通じて、事業者に対する啓発にも取り組む。

### (4) 県庁における働き方改革の推進

I C Tの積極的な活用により、勤務場所や勤務時間に捉われず効率的に仕事ができる環境づくりを進め、多様で柔軟な働き方が選択できる環境を整備することにより、職員のワーク・ライフバランスを確保するとともに、健康管理を強化し、職員が意欲を持って挑戦できる勤務環境づくりを推進します。

## 4 主要指標

2019 (R 7)	調整中	4 (R 6)
2019 (R 7)	調整中	4 (R 6)